

令和5(2023)年度 第1回両毛地域医療構想調整会議 並びに 第1回両毛地域病院及び有床診療所会議 合同会議

次 第

日時 令和5(2023)年6月23日(金)19時00分～

場所 オンライン&会場(安足健康福祉センター大会議室)

1 開 会

2 所長あいさつ

3 議長あいさつ

4 議 題

- (1)令和5(2023)年度地域医療構想の進め方について.....【資料1】
- (2)令和4(2022)年度病床機能報告集計結果の概要(速報版)【資料2】
- (3)外来医療の機能の明確化・連携について.....【資料3】
- (4)医師の働き方改革について【資料4】
- (5)栃木県保健医療計画(8期計画)の策定について.....【資料5】
- (6)現医師確保計画の評価及び今後の取組の方向性.....【資料6】
- (7)令和4(2022)年度栃木県医療実態調査結果の概要.....【資料7】
- (8)両毛地域医療機器の共同利用計画について.....【資料8】

5 閉 会

両毛地域医療構想調整会議委員名簿

R5(2023).6.20現在

[任期:令和4(2022)年7月1日~令和6(2024)年8月31日]

番号	分野	選任区分	委員名	所属団体・役職名	備考
1	保健医療関係団体の代表	医師会	漆原邦之	足利市医師会会長	
2		〃	綿引寿男	佐野市医師会会長	
3		歯科医師会	若林竹彦	足利歯科医師会会長	
4		〃	柳川敏夫	佐野歯科医師会会長	
5		薬剤師会	西出穰	足利薬剤師会副会長	
6		〃	平田義人	佐野市薬剤師会会長	
7		看護協会	勅使河原由江	栃木県看護協会安足地区支部長	
8	医療を受ける側の代表	社会福祉関係団体代表	半谷昌弘	佐野市社会福祉協議会会長	
9		受療者代表	稻毛明子	男女共同参画ネットワークさの書記	
10	病院の管理者	医療機関	室久俊光	足利赤十字病院長	
11		〃	村上円人	佐野厚生総合病院長	
12	保険者	医療保険者	石川隆男	アキレス健康保険組合事務長	
13	地区老人保健施設協会	老人保健施設	前澤孝通	栃木県老人保健施設協会理事	
14	地区老人福祉協議会	老人福祉施設	鈴木佑介	栃木県老人福祉施設協議会理事	
15	介護従事者確保関係団体	特定非営利活動法人	宮園裕明	特定非営利活動法人 とちぎケアマネジャー協会理事	
16	学識経験者	大学	石川鎮清	自治医科大学教授	
17	市	足利市	早川尚秀	足利市長	
18		佐野市	金子裕	佐野市長	

両毛地域医療構想調整会議設置要綱

(設 置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づき、両毛地域の医療提供体制を確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けた協議等を行うため、「両毛地域医療構想調整会議」（以下「調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域医療構想に掲げる将来の目指すべき医療提供体制の協議等に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組 織)

第3条 調整会議は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から安足健康福祉センター所長が委嘱する。

- (1) 地域の医療関係団体等の代表
- (2) 地域の介護福祉関係団体等の代表
- (3) 学識経験者
- (4) その他地域の関係機関・団体の代表

(任 期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(議 長)

第5条 調整会議に議長を置く。

2 議長は、委員の互選により選出し、調整会議の進行にあたる。

(会 議)

第6条 調整会議は、安足健康福祉センター所長が招集する。

(部 会)

第7条 議長は、必要に応じて部会を設置することができる。

(事務局)

第8条 調整会議の事務局は、安足健康福祉センターに置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、安足健康福祉センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から実施する。

両毛地域病院及び有床診療所会議 構成機関 一覧

(病院)

R5(2023).4.1現在

番号	医療機関名	代表者名	所在地	電話番号	病床数	備考
1	青木病院	青木 楊子	足利市本城1-1560	0284-41-2213	156	
2	足利赤十字病院	室久 俊光	足利市五十部町284-1	0284-21-0121	540	
3	足利第一病院	相場 利一	足利市大月町1031	0284-44-1212	57	
4	足利中央病院	廣田 展久	足利市下渋垂町447	0284-72-8401	83	
5	あしかがの森足利病院	藤田 之彦	足利市大沼田町615	0284-91-0611	240	
6	足利富士見台病院	根岸 協一郎	足利市大前町1272	0284-62-2448	139	
7	今井病院	今井 宏彰	足利市田中町100	0284-71-0181	186	
8	鈴木病院	白川 尚史	足利市栄町1-3412	0284-21-2854	56	
9	長崎病院	長崎 秀彰	足利市伊勢町1-4-7	0284-41-2230	80	
10	本庄記念病院	本庄 宏	足利市堀込町2859	0284-73-1199	108	
11	前沢病院	前澤 孝通	足利市福居町1210	0284-71-3191	105	
12	皆川病院	皆川 智海	足利市多田木町1168-1	0284-91-2188	72	
13	佐野医師会病院	小川 達哉	佐野市植上町1677	0283-22-5358	119	
14	佐野厚生総合病院	村上 円人	佐野市堀米町1728	0283-22-5222	531	
15	佐野市民病院	村田 宣夫	佐野市田沼町1832-1	0283-62-5118	258	
16	両毛病院	秋山 恵一	佐野市堀米町1648	0283-22-6150	183	

(有床診療所)

1	浅岡医院	浅岡 健太郎	足利市相生町387	0284-41-8188	13	
2	大岡胃腸内科	大岡 笑美子	足利市花園町4-2	0284-41-1177	19	
3	かしま産婦人科	岡田 貴彦	足利市鹿島町501-1	0284-65-0341	19	
4	鹿島整形外科	溝谷 学	足利市鹿島町506	0284-62-7881	19	
5	柏瀬眼科	柏瀬 光寿	足利市相生町386-1	0284-41-6447	6	
6	田村レディースクリニック	田村 勉	足利市江川町3-13-3	0284-43-3006	14	病床休止中
7	栃木産科婦人科医院	栃木 秀磨	足利市錦町14	0284-41-3378	14	
8	伏島クリニック	伏島 一雄	足利市朝倉町3-3-1	0284-70-3085	12	
9	みなみ眼科	猪ノ坂貴子	足利市福居町184-1	0284-72-3730	6	
10	両毛クリニック	池内 廣邦	足利市中川町3546-5	0284-72-5522	19	
11	岡医院	関口 直子	佐野市久保町110-1	0283-23-9118	9	
12	佐野利根川橋クリニック	近藤 典生	佐野市高萩町1315-6	0283-27-8282	19	
13	匠レディースクリニック	中野 貴史	佐野市奈良渕町339-25	0283-21-0003	14	

医師会

1	一般社団法人足利市医師会		足利市本城3-2022-1			
2	一般社団法人佐野市医師会		佐野市植上町1678			

両毛地域病院及び有床診療所会議設置要綱

(設 置)

第1条 両毛地域の医療提供体制を確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けた協議等を行うため、両毛地域医療構想調整会議設置要綱第7条の規定に基づき、「両毛地域病院及び有床診療所会議」（以下「病診会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 病診会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域医療構想に掲げる将来の目指すべき医療提供体制の協議等に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組 織)

第3条 病診会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院及び有床診療所の代表
- (2) その他関係機関・団体の代表

(議 長)

第4条 病診会議に議長を置く。

2 議長は、両毛地域医療構想調整会議の議長が務める。

(会 議)

第5条 病診会議は、安足健康福祉センター所長が招集する。

(事務局)

第6条 病診会議の事務局は、安足健康福祉センターに置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、病診会議の運営に関し必要な事項は、安足健康福祉センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から実施する。

この要綱は、平成30（2018）年12月14日から実施する。

令和5(2023)年度

第1回 両毛地域医療構想調整会議

並びに

第1回 両毛地域病院及び有床診療所会議

合 同 会 議 資 料

令和5(2023)年6月23日(金)
19:00～20:00(会場&オンライン(Web))
会場：安足健康福祉センター大会議室

栃木県安足健康福祉センター

令和5(2023)年度 第1回 両毛地域医療構想調整会議 両毛地域病院及び有床診療所会議 合 同 会 議 令和5(2023)年6月23日(会議 & Web)	資料 1
--	------

令和5(2023)年度 地域医療構想の進め方について

栃木県安足健康福祉センター

令和 5(2023)年度 地域医療構想の進め方について

栃木県 保健福祉部 医療政策課

地域医療構想に関する主な経緯や都道府県の責務の明確化等に係る取組・支援等

第21回 第8次 医療計画会議
等に関する検討会
令和4年12月23日

年度	主な経緯	制度改正等	財政支援等	金融・税制優遇
～H28	病床機能報告の開始 全都道府県で地域医療構想を策定	<ul style="list-style-type: none"> ○医療法改正（H26年公布） <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想、病床機能報告制度の創設 ・病床機能報告における過剰な医療機能への転換時の対応 ・地域医療構想調整会議の協議が整わないとき等の対応 ・非稼働病床の削減に向けた対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療介護総合確保基金の創設 ・地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療構想に係る優遇融資 ・増改築費用、長期運転資金
H29	公立・公的医療機関において、先行して対応方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○通知：地域医療構想の進め方について <ul style="list-style-type: none"> ・具体的対応方針のとりまとめ ・新たな医療機関の開設の許可申請への対応（不足する医療機能の提供に係る条件付き許可を付す場合の整理） ・非稼働病棟を有する医療機関への削減に向けた対応（地域医療構想調整会議での説明等） ・地域医療構想調整会議の年間スケジュールの作成 		
H30		<ul style="list-style-type: none"> ○医療法改正（地域医療構想の実現のため知事権限の追加） <ul style="list-style-type: none"> ・新たな医療機関の開設等の許可申請への対応（将来の病床の必要量を超える場合の対応） ○通知：地域医療構想調整会議の活性化に向けた方策 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県単位の地域医療構想調整会議、都道府県主催研修会、地域医療構想アドバイザーの設置等 ○通知：地域の実情に応じた定量的な基準の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・定量的基準の導入 		
R1	公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証	<ul style="list-style-type: none"> ○通知：公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について <ul style="list-style-type: none"> ・具体的対応方針の再検証等の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療構想実現のための特別償却制度 ・法人税優遇措置
R2			<ul style="list-style-type: none"> ○病床機能再編支援事業の開始 ○重点支援区域の開始 	
R3			<ul style="list-style-type: none"> ○医療介護総合確保法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・再編計画の認定制度創設 ・病床機能再編支援事業基金化 	<ul style="list-style-type: none"> ○認定再編計画に係る登録免許税優遇措置
R4	医療機関の対応方針の策定や検証・見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○通知：地域医療構想の進め方について <ul style="list-style-type: none"> ・対応方針の策定や検証・見直しの実施 ・検討状況の定期的な公表 		<ul style="list-style-type: none"> ○認定再編計画に係る不動産取得税優遇措置 ○認定再編計画に係る優遇融資 ・増改築費用、長期運転資金
R5		<ul style="list-style-type: none"> ○通知：地域医療構想の進め方について（R5.3.31） 		

地域医療構想調整会議の協議事項

※ 平成30年2月7日付け医政地発0207第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知

【個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応】

- 都道府県は、毎年度、地域医療構想調整会議において合意した具体的対応方針をとりまとめること。

具体的対応方針のとりまとめには、以下の内容を含むこと。

- ① 2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
- ② 2025年に持つべき医療機能ごとの病床数

⇒平成30年度以降の地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、具体的対応方針のとりまとめの進捗状況を考慮する。

- 公立病院、公的医療機関等は、「新公立病院改革プラン」「公的医療機関等2025プラン」を策定し、平成29年度中に協議すること。
⇒協議の際は、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率、民間医療機関との役割分担などを踏まえ公立病院、公的病院でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。
- その他の医療機関のうち、担うべき役割を大きく変更する病院などは、今後の事業計画を策定し、速やかに協議すること。
- 上記以外の医療機関は、遅くとも平成30年度末までに協議すること。

【その他】

- 都道府県は、以下の医療機関に対し、地域医療構想調整会議へ出席し、必要な説明を行うよう求めること。
・病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関　・新たな病床を整備する予定の医療機関　・開設者を変更する医療機関

地域医療構想調整会議での個別の医療機関の取組状況の共有

- 都道府県は、個別の医療機関ごと(病棟ごと)に、以下の内容を提示すること。
 - ①医療機能や診療実績
 - ②地域医療介護総合確保基金を含む各種補助金等の活用状況
 - ③公立病院・公的病院等について、病床稼働率、紹介・逆紹介率、救急対応状況、医師数、経営に関する情報など

地域医療構想調整会議の運営

- 都道府県は、構想区域の実情を踏まえながら、年間スケジュールを計画し、年4回は地域医療構想調整会議を実施すること。
- 医療機関同士の意見交換や個別相談などの場を組合せながら、より多くの医療機関の主体的な参画が得られるよう進めること。2

第2.1回 第5次医療計画 等に関する抜き算	合計
令和4年1月	2月
3月	4月
5月	6月
7月	8月
9月	10月
11月	12月
計	計

1. 基本的な考え方

- 「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)において「地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行う」とされたことを踏まえ、地域医療構想調整会議における地域の現状や将来像を踏まえた議論を活性化させることを目的に、厚生労働省において、公立・公的医療機関等の高度急性期・急性期機能に着目した診療実績データの分析を実施。
- このうち、「A 診療実績が特に少ない」(診療実績が無い場合も含む。)が9領域全て(以下「A9病院」という。)、又は「B 類似かつ近接」(診療実績が無い場合も含む。)が6領域全て(人口100万人以上の構想区域を除く。以下「B6病院」という。)となっている公立・公的医療機関等の具体的対応方針を再検討の上、地域医療構想調整会議において改めて協議し、合意を得るよう求めるもの。
- 厚生労働省の分析結果は、公立・公的医療機関等の将来担うべき役割や、それに必要な病床数や病床の機能分化・連携等の方向性を機械的に決めるものではない。各公立・公的医療機関等の取組の方向性については、地域医療構想調整会議において、当該分析だけでは判断し得ない地域の実情に関する知見を補いながら、議論を尽くすこと。

2. 再検証要請等の内容

宇都宮地域医療構想調整会議とりまとめ部分

(1) 再検証対象医療機関(A9・B6病院)の具体的対応方針の再検証

以下①～③についてA9・B6病院で検討の上、その検討結果を調整会議で協議すること。
B6病院が所在する構想区域の調整会議では、④についても協議すること。
A9病院が所在する構想区域の調整会議では、必要に応じて、④についても協議すること。

- ① 現在の地域の急性期機能、人口の推移、医療需要の変化等、医療機関を取り巻く環境を踏まえ、2025年を見据えた自医療機関の役割の整理
- ② ①を踏まえた上で、分析の対象とした領域ごとの医療機能の方向性（他の医療機関との機能統合や連携、機能縮小等）
- ③ ①②を踏まえた4機能別の病床の変動

【構想区域全体の2025年の医療提供体制の検証】

- ④ 構想区域全体における領域ごとの2025年の各医療機関の役割分担の方向性等(必要に応じて、病床数や医療機能を含む。)

3. 主な留意事項

- 定例的な調整会議の会議資料や議事録等はできる限り速やかな公表に努めること。ただし、国から提供した分析結果は、都道府県の最終確認を踏まえ国が確定するまでは、当該資料等については非公表として取り扱うこと。
また、随時開催を組み合わせながら、より多くの医療機関の参画が得られるような工夫をすること。
- 公立・公的医療機関等については、開設主体ごとに期待される役割や税制上・財政上の措置等の違いに留意が必要。等

(2) 一部の領域で「診療実績が特に少ない」又は「類似かつ近接」に該当する公立・公的医療機関等(A1～8・B1～5病院)への対応

調整会議において、A1～8・B1～5病院(人口100万人以上の構想区域を除く。)の具体的対応方針について改めて議論すること。(※)
具体的対応方針の見直しが必要と調整会議が判断した場合、当該医療機関は具体的対応方針の見直しを行い、調整会議で改めて協議の上、合意を得ること。

※ 2019年3月までに合意された具体的対応方針における役割及び病床数が現状から変更がないもの等については、将来の医療需要等を踏まえてその妥当性を確認することに留意。

(3) H29病床機能報告未報告医療機関等への対応

調整会議において、H29病床機能報告未報告等医療機関等は、具体的対応方針の妥当性について、直近の自医療機関の実績等を踏まえて説明すること。調整会議において合意が得られなければ、具体的対応方針を見直し、調整会議で改めて協議の上、合意を得ること。

4. 今後の進め方及び議論の状況把握

当面、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を基本として、調整会議での議論を進めること。

今後、厚生労働省において、再検証に係る地域医療構想調整会議の議論の状況を把握し、2020年度から2025年までの具体的な進め方(スケジュール等)については、状況把握の結果及び地方自治体の意見を踏まえ、整理の上改めて通知予定。

公立・公的医療機関等の診療実績データの分析結果

医療機関施設名	A 診療実績が特に少ない									A 該当数	B 類似かつ近接						B 該当数	再検証要請対象医療機関
	がん	心筋梗塞等の心血管疾患	脳卒中	救急医療	小児医療	周産期医療	災害医療	医療べき地	研修・派遣機能		がん	心筋梗塞等の心血管疾患	脳卒中	救急医療	小児医療	周産期医療		
部那須赤十字病院										0			●		●		2	
那須南病院	●	●	●		●	●	●		●	7		●	●	●	●	●	4	
上都賀総合病院		●	●		●	●				4		●	●	●	●	●	3	
JCHOうつのみや病院	●	●	●		●	●		●	●	7	●	●	●	●	●	●	6	●
済生会宇都宮病院								●		1			●				1	
NHO栃木医療センター						●		●		3	●	●	●	●	●	●	5	
NHO宇都宮病院	●	●	●	●	●	●	●	●	●	9	●	●	●	●	●	●	6	●
栃木県立がんセンター		●	●	●	●	●	●	●	●	8		●	●	●	●	●	5	
芳賀赤十字病院										0							0	
自治医科大学附属病院								●		1			●				1	
新小山市民病院					●	●	●	●	●	5					●		1	
とちぎメディカルセンターしもつが		●	●		●	●	●	●		6		●		●	●	●	3	
獨協医科大学病院								●		1		●		●			2	
佐野厚生総合病院							●	●		2							0	
足利赤十字病院								●		1							0	

※令和2年1月17日付け医政地発0117第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知別添1-1から一部抜粋

- 地域医療構想については、各都道府県に対して、引き続き、「地域医療構想の進め方について」（平成30年2月7日付け通知）及び「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和2年1月17日付け通知）等における一連の記載を基本として、地域医療構想調整会議での議論を進めていただくこととするが、その際、以下の留意点を追加的に示すこととする。

項目	各都道府県に対して追加的に示す留意点
①基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、各都道府県において第8次医療計画（2024年度～2029年度）の策定作業が2023年度までかけて進められる際には、各地域で記載事項追加（新興感染症等対応）等に向けた検討や病床の機能分化・連携に関する議論等を行っていただく必要があるため、その作業と併せて、2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行う。 ○ その際、各都道府県においては、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により病床の機能分化・連携等の重要性が改めて認識されたことを十分に考慮する。 ○ また、2024年度より医師の時間外労働の上限規制が適用され、2035年度末に暫定特例水準を解消することとされており、こうした動きも見据え、各構想区域において、地域医療構想の実現に向けた取組を進め、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の確保を図ることが重要であることに十分留意する。 ○ 地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が、地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものである。
②具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「人口100万人以上の構想区域における公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」（令和3年7月1日付け通知）2.（3）において、「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等、地域医療構想の実現に向けた今後の工程に関しては、新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、各地域において地域医療構想調整会議を主催する都道府県等とも協議を行いながら、厚生労働省において改めて整理の上、お示しすることとしている。」としていたことについては、2022年度及び2023年度において、公立・公的・民間医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行うこととする。 ○ このうち公立病院については、病院事業を設置する地方公共団体は、2021年度末までに総務省において策定する予定の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議において協議する。

項目	各都道府県に対して追加的に示す留意点
②具体的な取組(つづき)	<ul style="list-style-type: none"> ○ また、民間医療機関を含め、議論の活性化を図るため、<u>必要に応じて以下の観点も参考するとともに、重点支援区域の選定によるデータ分析等の技術的支援なども併せて活用し、議論を行う。</u> <p>※民間医療機関を含めた議論の活性化を図るための観点の例（2020年3月19日の地域医療構想ワーキンググループにおける議論より）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度急性期・急性期機能を担う病床…厚生労働省の診療実績の分析に含まれていない手術の一部や内科的な診療実績、地理的要因を踏まえた医療機関同士の距離 ・回復期機能を担う病床…回復期リハビリテーションとそれ以外の機能について、算定している入院料、公民の違いを踏まえた役割分担、リハビリの実施状況、予定外の入院患者の状況 ・慢性期機能を担う病床…介護保険施設等への転換の意向や転換の状況
③地域医療構想調整会議の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、<u>地域医療構想調整会議の運営に当たっては、感染防止対策を徹底するとともに、医療従事者等の負担に配慮する。</u> ○ 年間の開催回数についても、必ずしも一律に年4回以上行うことを求めるものではないが、<u>オンラインによる開催も検討し、必要な協議が十分に行われるよう留意する。</u> ○ 感染防止対策の一環として<u>会議の傍聴制限を行った場合には、会議資料や議事録等の公表について、とりわけ速やかに行うよう努める。</u>
④検討状況の公表等	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>検討状況については、定期的に公表を行う。具体的には、2022年度においては、2022年9月末及び2023年3月末時点における検討状況をP 4に示す様式に記入し、厚生労働省に報告するとともに、各都道府県においてはその報告内容を基にホームページ等で公表する。</u> ○ 各都道府県ごとの検討状況については、今後、地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ等に報告することを予定している。 ○ また、様式に定める事項以外にも厚生労働省において、隨時状況の把握を行う可能性がある。
⑤重点支援区域	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>重点支援区域については、都道府県からの申請を踏まえ、厚生労働省において選定しているが、今後、全ての都道府県に対して申請の意向を聞くことを予定している。</u>
⑥その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第8次医療計画の策定に向けては、現在、第8次医療計画等に関する検討会や同検討会の下のWG等において「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しに関する議論を行っているが、この検討状況については適宜情報提供していく。

地域医療構想調整会議における検討状況の国への報告様式【案】

- 地域医療構想の検討状況の定期的な報告・公表について、各都道府県は、以下の様式に記入し、厚生労働省へ報告するとともに、この報告内容を基にホームページ等で公表する。
- なお、個別の医療機関の具体的な検証内容については、公表することにより地域や医療機関の自主的な取組に影響を与えるおそれがあることから、本定期報告様式には盛りこまず、厚生労働省において、別途報告様式を示し、各都道府県に対して調査する。

●●県 (20●●年●月末現在)

1. 全体（2及び3の合計）

	総計	対応方針の策定・検証状況					
		合意・検証済		協議・検証中		協議・検証未開始	
病床数ベース	●●床	●●床	●●%	●●床	●●%	●●床	●●%
医療機関数ベース	●●機関	●●機関	●●%	●●機関	●●%	●●機関	●●%

2. 公立・公的医療機関等（平成29年度病床機能報告未報告等医療機関を含む。）

	総計	対応方針の策定・検証状況					
		合意・検証済		協議・検証中		協議・検証未開始	
病床数ベース	●●床	●●床	●●%	●●床	●●%	●●床	●●%
医療機関数ベース	●●機関	●●機関	●●%	●●機関	●●%	●●機関	●●%

3. 2以外の医療機関（平成29年度病床機能報告未報告等医療機関を含む。）

	総計	対応方針の策定状況					
		合意済		協議中		協議未開始	
病床数ベース	●●床	●●床	●●%	●●床	●●%	●●床	●●%
医療機関数ベース	●●機関	●●機関	●●%	●●機関	●●%	●●機関	●●%

「地域医療構想の進め方について」(R5.3.31※)

※ 令和5年3月31日付け医政地発0331第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知

これまでの通知の記載を基本としつつ、「第8次医療計画等に関する検討会」等を踏まえ、追加的に留意いただく事項を整理

1. 都道府県における地域医療構想の実現に向けた P D C A の取組

毎年度、対応方針の策定率等を目標としたPDCAサイクルを通じて地域医療構想を推進することとする。

(1) 年度目標の設定

- ・**対応方針の策定率100%** (100%に達している場合、合意した対応方針の実施率等とする)
- ・**病床機能報告の報告率100%**

(2) 地域医療構想の進捗状況の検証

- ・進捗状況を検証し、病床機能報告に基づく病床機能報告上の病床数と将来の病床数の必要量について、データの特性だけでは説明できない差異が生じている構想区域においては、調整会議においてその要因の分析・評価を行い、その結果を公表
- ・会議の意見を踏まえ、以下（3）に示すとおり必要な対応を実施

(3) 進捗状況の検証を踏まえて講ずるべき必要な対応について

①非稼働病棟への対応

平成30年通知の1(1)イに基づく対応（調整会議へ出席し、病棟を稼働していない理由、今後の運用見通し計画を説明）を行うこと。

②構想区域全体の 2025 年の医療提供体制の検討

①の対応のみでは不十分な場合、構想区域全体の2025年の医療提供体制について改めて協議を行い、その協議を踏まえて2025 年の各医療機関の役割分担の方向性等について議論し、当該構想区域の今後対応すべき具体的な課題を明確化した上で、当該課題を解決するための年度毎の工程表（KPI を含む。）を策定し、公表

③その他の地域医療構想調整会議の意見を踏まえた対応

上記①、②以外の対応が必要な場合には、地域医療構想調整会議の意見を踏まえ、必要な対応を実施

2. 再編検討区域について

調整会議において重点支援区域申請を行う旨の合意を得るため、協議前の再編の要否を含めた検討段階においても、一定程度のデータを用いた地域の医療提供体制の分析等が必要

→厚生労働省において、重点支援区域の申請の要否を判断するまでの支援として、再編の検討の初期段階における複数医療機関の再編を検討する区域（再編検討区域）の支援を行う。

- 地域医療構想については、これまでもPDCAサイクルや都道府県の責務の明確化による取組の推進を行ってきており、現在の2025年までの取組を着実に進めるために、PDCAも含め責務の明確化による取組の強化を図っていく。
- さらに、2025年以降についても、今後、高齢者人口がピークを迎えて減少に転ずる2040年頃を視野に入れつつ、新型コロナ禍で顕在化した課題を含め、中長期的課題について整理し、新たな地域医療構想を策定する必要がある。そのため、現在の取組を進めつつ、新たな地域医療構想の策定に向けた課題整理・検討を行っていく。

(検討のスケジュールのイメージ)



全世代型社会保障構築会議 議論の中間整理(令和4年5月17日)

6. 医療・介護・福祉サービス

- 今後の更なる高齢化の進展とサービス提供人材の不足等を踏まえると、医療・介護提供体制の改革や社会保障制度基盤の強化の取組は必須である。まずは、「地域完結型」の医療・介護提供体制の構築に向け、地域医療構想の推進、地域医療連携推進法人の活用、地域包括ケアシステムの整備などを、都道府県のガバナンス強化など関連する医療保険制度等の改革と併せて、これまでの骨太の方針や改革工程表に沿って着実に進めていくべきである。

加えて、今回のコロナ禍により、かかりつけ医機能などの地域医療の機能が十分作動せず総合病院に大きな負荷がかかるなどの課題に直面した。かかりつけ医機能が発揮される制度整備を含め、機能分化と連携を一層重視した医療・介護提供体制等の国民目線での改革を進めるべきである。

2025年までの取組となっている地域医療構想については、第8次医療計画(2024年～)の策定とあわせて、病院のみならずかかりつけ医機能や在宅医療等を対象に取り込み、しっかり議論を進めた上で、さらに生産年齢人口の減少が加速していく2040年に向けたバージョンアップを行う必要がある。

これまで（～R3年度）の対応状況

- 地域医療構想の実現に向けて

各医療機関は、病床機能報告や意向調査・役割調査に回答

特に公立・公的病院は、公的医療機関等2025プランを作成

→これらの結果を共有し、各医療機関における2025年を見据えた医療機能や役割を確認

- 宇都宮構想区域においては、JCHOうつのみや病院、NHO宇都宮病院が再検証対象医療機関として選定されたことから、これまでの両院のダウンサイジング等の取組みについて、取りまとめ

栃木県における協議の進め方

地域医療構想の進め方について（R4.3.24厚生労働省通知）

- 益々の少子高齢化、人口減少等に伴う医療需要や疾病構造の変化を見据えると、早い段階から地域で自院が提供する医療（＝役割分担）について考えていく必要がある。
- 2022-2023年度において民間医療機関を含めた具体的な対応方針の策定や検証・見直しが求められている。
- 地域において提供する（または今後提供したい）医療機能を維持していくためには、2024年度から適用となる医師の時間外労働の上限規制や、2035年度末までとされている暫定特例水準の影響等について、十分に考慮しつつ、医師確保対策を実施しなければならない。

R 4年度の対応状況

- 栃木県保健医療計画（8期計画）の策定も念頭に、5疾患 6事業、在宅医療（※）の12分野を基本として、今後各医療機関が担おうとする医療機能の方向性（意向等）等【具体的対応方針】について調査を実施
※がん・脳卒中・心筋梗塞・糖尿病・精神（5疾患）、救急・災害・へき地・周産期・小児・新興感染症（6事業）、在宅医療
- 病院及び有床診療所会議において結果を共有し、内容について合意を図る。
また、次の医療機関には、説明を依頼
 - ・ 病院（20床以上的一般病床又は療養病床を有する場合）
 - ・ 他の医療機関との機能統合や連携、機能縮小、機能廃止等を回答した医療機関
 - ・ 2025年に病床数の変動を回答した医療機関
 - ・ 非稼働病棟を有する病院（病棟を稼働していない理由、今後の運用見通し計画等について）
- 10月照会 → 中間回答 11月 → 令和4年度最終回答 2～3月 → 病診会議で共有 ₁₁

地域医療構想調整会議における検討状況等

地域医療構想調整会議における検討状況

栃木県ホームページにおいて公表中

都道府県名： 栃木県

(令和5年3月現在)

1. 全体（2及び3の合計）

	総計	対応方針の策定・検証状況					
		合意・検証済		協議・検証中		協議・検証未開始	
病床数ベース	17,430床	4,751床	27.3%	12,679床	72.7%	0床	0.0%
医療機関数ベース	183機関	58機関	31.7%	125機関	68.3%	0機関	0.0%

2. 公立・公的医療機関等（平成29年度病床機能報告未報告等医療機関を含む。）

	総計	対応方針の策定・検証状況					
		合意・検証済		協議・検証中		協議・検証未開始	
病床数ベース	7,279床	1,837床	25.2%	5,442床	74.8%	0床	0.0%
医療機関数ベース	17機関	5機関	29.4%	12機関	70.6%	0機関	0.0%

3. 2以外の医療機関（平成29年度病床機能報告未報告等医療機関を含む。）

	総計	対応方針の策定状況					
		合意済		協議中		協議未開始	
病床数ベース	10,151床	2,914床	28.7%	7,237床	71.3%	0床	0.0%
医療機関数ベース	166機関	53機関	31.9%	113機関	68.1%	0機関	0.0%

注1 「合意」とは、地域医療構想調整会議において、対応方針の協議が調うことを指す。

注2 「公立・公的医療機関等」は、以下のとおり。

- ・都道府県、市町村、地方独立行政法人、地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、共済組合及びその連合会、日本私立学校振興・共済事業団、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及びその連合会、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構が設置する病院及び有床診療所
- ・特定機能病院および地域医療支援病院（医療法人を含むすべての開設者が対象）

注3 報告対象には有床診療所を含む。

地域医療構想の実現に向けた推進体制

地域医療構想調整会議（県）

- ・調整会議議長、県医師会長、県病院協会、県保険者協議会、調整会議議長を除く都市医師会の代表、（議題に応じた参加者）
- ・年2回程度開催
- ・調整会議における県の方針、協議の優先度の決定 等

栃木県医療介護総合確保推進協議会

- ・医療関係者、介護関係者、市町等
- ・年2回程度開催
- ・将来目指すべき医療提供体制の検討、協議
- ・地域医療介護総合確保基金に係る計画の策定及び進捗管理 等

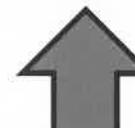
情報共有



報告



報告



助言



地域医療構想調整会議

- ・医療関係者、介護関係者、市町等
- ・年2回程度開催
- ・将来目指すべき医療提供体制の検討、協議
- ・地域医療介護総合確保基金事業の提案や実施への提言 等

病院及び有床診療所会議 (部会扱い)

- ・全ての病院及び有床診療所
- ・年2回程度開催
- ・従来の病院等情報交換会の機能を見直し、合意・承認の機能を有する会議として、より個別具体的な協議の実施

連携



医療・介護の体制整備に係る協議の場

- ・調整会議 + 介護療養病床を有する病院、診療所等 + 市町（介護保険事業担当課）
- ・年1回程度開催
- ・地域での慢性期の療養等に関する、在宅医療の資源確保や医療・介護連携体制の構築・将来の医療需要に対応するサービスごとの整備目標・見込み量について、達成状況の共有

調整会議等協議事項

◎…R5トピックス

区分	内 容	協議の観点	備 考
「協議の場」 (調整会議) における協議 が求められる もの ※対象医療機関 は出席・説明	<p>病床数など (病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関、新たな病床を整備する予定の医療機関、開設者を変更する医療機関など)</p> <p>補助金 (医療機能分化・連携事業費補助金)</p> <p>給付金 (病床機能再編支援事業費給付金)</p>	病床の機能 分化・連携	調整会議の協議を経て医療審議会で協議
	紹介受診重点医療機関の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想に沿った取組であるか。 ・構想区域における医療機能の役割分担に沿った内容であるか。 	調整会議の協議を経て医療審議会で協議
		医療機関の意向が構想区域における医療機能の役割分担に沿ったものであるか。	医療機関の意向と異なる結論となった場合は、当該地域の地域性や当該医療機関の特性等を考慮して再度協議を実施
病院及び有床 診療所会議に おける協議が 望ましいもの	<p>具体的対応方針</p> <p>高度急性期・急性期病床 厚生労働省の診療実績の分析に含まれていない手術の一部や内科的な診療実績、地理的要因を踏まえた医療機関同士の距離</p> <p>回復期病床 算定している入院料、公民の違いを踏まえた役割分担</p> <p>慢性期病床 慢性期機能の継続の意向や介護保険施設等への転換の意向・状況</p>	<p>民間医療機関を含めた議論の活性化を図るための観点の例</p> <p>令和4年通知により「R4及びR5年度において、公立・公的・民間医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行うこととする」とされている。</p>	
	病床機能報告の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・病床機能の「見える化」による、地域で不足している病床機能への転換の促進 ・各医療機関の役割分担、医療機関間の連携強化 	
	外来機能報告の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・紹介受診重点医療機関の明確化 ・地域の外来機能の明確化・連携の推進 	

令和5年度の地域医療構想調整会議等

令和5年度のスケジュール（案）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保健医療計画部会（第1回目）							(第2回目)		(第3回目)		(第4回目)	
トピックス												
外來機能報告 データ提供 (厚労省 →都道府県)							特定労務管理対象 機関の指定申請 (働き方改革)					
協議の場開催 (外來機能報告、補助金・給付金)							地域に報告 (保健医療計画)					
紹介受診重点医療機関の公表							協議の場開催 (働き方改革、補助金 ・給付金)					
地域医療構想							検討状況の公表					
調整会議		県版 第1回					第2回		第3回		第4回	
病院・有床 診療所会議		●					●		●		●	

7月以降は予定

各地域における調整会議等の議題

第1回調整会議（案）

構想区域	日程	会議種別	開催方法	紹介受診重点医療機関の選定の議題	補助金・給付金の議題	具体的対応方針	備考
全県 (県版)	6/7 (水) 19時~	-	現地・WEB	-	-	-	
県北	6/12 (月) 19時~	調整会議	現地	あり 那須赤十字病院	なし	未完了	・9月までに別途 病診会議を開催 ・病床に係る議題あ り（黒磯病院、那須 北病院）
県西	6/23 (金) 19時~	調整・病診 会議合同	現地・WEB	あり 獨協医科大学日光医療センター	なし	完了	
宇都宮	6/20 (火) 18時30分~	調整・病診 会議合同	現地・WEB	あり 済生会宇都宮病院、NHO栃木 医療センター、栃木県立がんセ ンター、NHO宇都宮病院	なし	未完了 (公的医療機 関は説明済)	
県東	6/28 (水) 13時30分~	調整・病診 会議合同	現地	あり 芳賀赤十字病院	なし	完了	
県南	6/26 (月) 19時~	調整・病診 会議合同 →調整会議	現地 (一部WEB 予定)	あり 自治医科大学附属病院、獨協医 科大学病院、新小山市民病院、 TMCしちつが	あり 星野病院 (補助金)	未完了	
両毛	6/23 (金) 19時~	調整・病診 会議合同	現地 (一部WEB 予定)	あり 足利赤十字病院、佐野医師会病 院、佐野厚生総合病院	なし	完了	

今後の協議方法（案）

- 引き続き、医療機関病院及び有床診療所会議において、具体的対方針の結果を共有し、内容について合意を行う。 ⇒ 令和5年度中に100%を達成する見込み
- 病床機能報告に基づく病床機能報告上の病床数と将来の病床数の必要量について、データの特性だけでは説明できない差異が生じている構想区域においては、調整会議においてその要因の分析・評価を行い、その結果を公表する。

※「データの特性だけでは説明できない差異が生じている」とは、病床機能報告に基づく地域の医療機能に過剰又は不足が生じている場合において、病床機能報告が病棟単位であることに起因する差異や、地域の実情に応じた定量的基準の導入により当該過剰又は不足について説明ができる場合を除き、これに該当するものとする。
- 上記の結果を踏まえ、必要に応じて次の対応を行う。
 - ①非稼働病床を有する医療機関が調整会議へ出席し、病棟を稼働していない理由、今後の運用見通し計画を説明
 - ②①の対応のみでは不十分な場合、構想区域全体の2025年の医療提供体制について改めて協議を行い、その協議を踏まえて2025年各医療機関の役割分担の方向性等について議論し、当該構想区域の今後対応すべき具体的な課題を明確化した上で、当該課題を解決するための年度毎の工程表（KPIを含む。）を策定し、公表

地域医療構想の実現に向けたPDCAの取組

令和5年度

第1回

- ・病床機能報告の結果の共有
- ・意見照会

第2回以降

意見回答
取りまとめ
↓
原因検証

第3回以降

- ・検証結果共有
- ・公表

検証を踏まえた
対応

意見照会の内容（例）

- ①病床機能報告上の病床数と将来の病床数の必要量の差異の要因
- ②回復期病床の不足感、病床数の過剰感

お伺いしたい事項

- 本県においても、病床機能報告上の病床数と将来の病床の必要数に差異があるが、現時点で考え得る要因はあるか。（必要に応じて、後日、書面による意見照会を実施する予定です。）
- 地域において、各医療機関の役割分担が円滑に進むよう、協議方法等について変更すべき点等はあるか。

地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業

厚生労働省資料

令和4年度第二次補正予算 3.0億円（一）※（）内は当初予算額

1 事業の目的

- 都道府県は、R5年度中に第8次医療計画を策定（R6～R11年度）するとともに、地域医療構想の実現に向け、R4～5年度において医療機関の対応方針の策定等を進めている。
- 計画策定には、地域の現場感覚とマッチしたデータ分析が必要であるため、都道府県におけるデータ分析体制の構築を支援。
- 分析事例を集積し、分析体制のベストプラクティスを検討・実践することで、計画策定に限らず、令和7年及び2040年に向けた地域医療構想の推進について、都道府県が自立的に分析・企画・立案できる体制の整備に繋げる。

2 事業の概要

- 都道府県を対象に、R4厚生労働科学研究の成果を踏まえた都道府県におけるデータ分析チームの構築を支援する。
- 都道府県は、データ分析チームを活用して、地域（二次医療圏、構想区域）の詳細分析を実施することにより、一層地域の実情に即した医療計画の策定が可能となる。
- 都道府県は、分析体制や分析結果、計画策定におけるデータに基づく議論の成果について事例発表を行い、取組の横展開や事例の集積を図る。

3 事業スキーム・実施主体等

R4年度

<国> 厚生労働科学研究

・ 地域で検証し、分析手法を求められる
・ データ分析によって、地域の実情に即した
・ データ分析手法がバッケージ化される

成果

R4～5年度：研究成果の実証、事例の横展開・集積

<都道府県> 分析体制の構築・分析手法の実証



第8次医療計画の策定

R6～7年度

分析体制の活用

- 地域の課題を踏まえた医療機関の立ち位置の確認、内部環境分析
- 担うべき医療機能、病床機能・規模、整備計画等、今後の方向性の検討
- 地域における医療機能の分化・連携の検討

地域医療を支える体制の構築

地域医療構想に係る医療機関向け勉強会の実施について
 (令和5年1月16日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡)

令和4年通知に基づき、厚生労働省に報告いただきました2022年9月末時点における検討状況について、令和4年12月に地域医療構想及び医師確保に関するワーキンググループ等に報告したところ、民間医療機関を含めた医療機関の地域医療構想調整会議における議論の更なる活性化のため、厚生労働省としても助言等の支援をすること等の意見がありました。

これを踏まえ、地域医療構想に関する情報提供を行い、その必要性について民間医療機関の理解を深める機会を設けるため、厚生労働省において医療機関向け勉強会の実施案を策定いたしました。また、開催にあたっては、民間医療機関と関係の深い地方銀行との連携が効果的であると考えられるため、別添のとおり、関係協会を通じて、別紙「地域医療構想にかかる医療機関向け勉強会実施概要」を配付の上、本勉強会の企画について周知しております。当該勉強会を開催するにあたっては、都道府県より、各地方銀行に協力の相談をしていただければと思います。実施概要にも記載のとおり、厚生労働省としても講演等の実施や後援などによる協力を考えています。

都道府県におかれましては、各構想区域における地域医療構想の検討状況を踏まえ、別紙「地域医療構想にかかる医療機関向け勉強会実施概要」をご確認いただき、その目的等をご理解の上、地域医療構想に係る医療機関向けの勉強会の開催について、都道府県医師会や病院関係団体と協議の上、当該都道府県所在の地方銀行との意見交換を踏まえ、ご検討いただき、検討結果を厚生労働省に報告いただくようお願いします（開催の3ヶ月前までには開催の報告をすることとし、令和5年9月末までに開催の要否について報告するようお願いいたします。）

目的

- 民間医療機関の理解を深める。
- 民間医療機関に地域医療介護総合確保基金や税制優遇措置等について情報提供する。
- 意見交換を通じて、都道府県、地方銀行、民間医療機関等の関係者が今後の地域医療提供体制、持続可能な医療機関の運営、各医療機関の運営に対する考え方等について関係者の認識を共有する。

実施案

【内容案】

以下の内容を基本としながら、地域の状況に応じて検討。都道府県から依頼があった際に、①、②の講演の実施及び後援について厚生労働省が協力する。

- ①医療提供体制を取り巻く状況・地域医療構想の推進：厚生労働省
- ②データで見る都道府県の医療提供体制について：大学、コンサル等
(都道府県の医療提供体制を取り巻く状況、医療需要分析)
- ③地域医療構想を推進する支援策について：都道府県
(県における公立公的医療機関の対応方針、基金、税制優遇措置、制度活用)
- ④意見交換

参考資料

(1)令和(2023)年度地域医療構想の進め方について

栃木県 保健福祉部 医療政策課

2040年を展望した医療提供体制の改革について（イメー

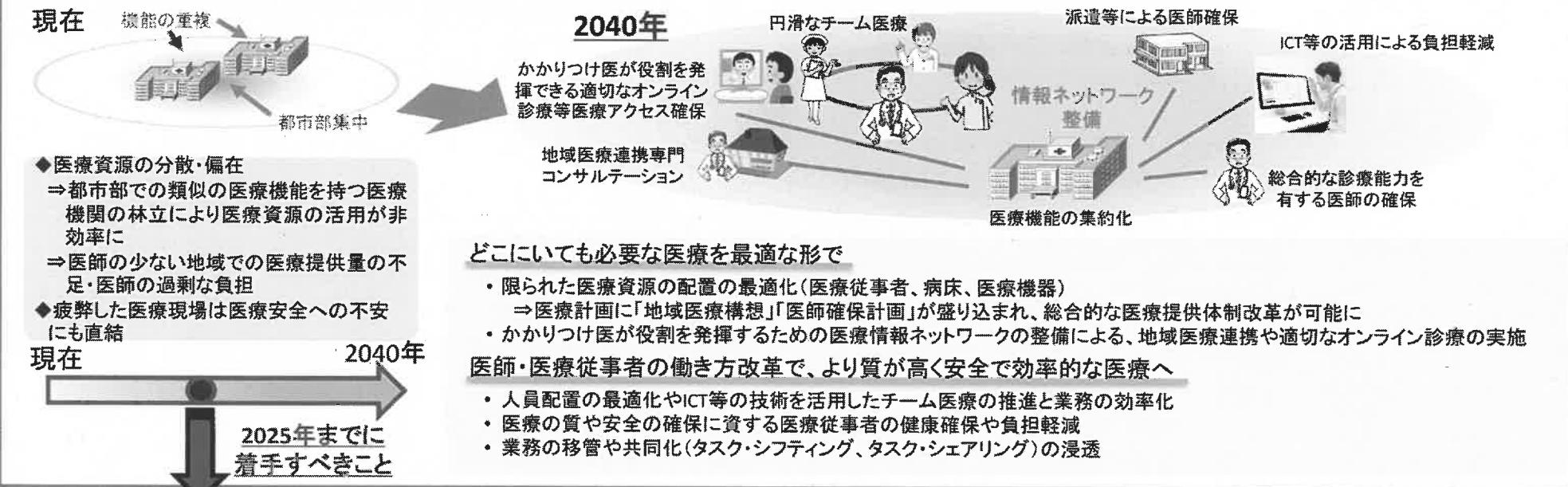
平成29年4月24日

第66回社会保障審議会医療部会

○医療提供体制の改革については2025年を目指した地域医療構想の実現等に取り組んでいるが、2025年以降も少子高齢化の進展が見込まれ、さらに人口減に伴う医療人材の不足、医療従事者の働き方改革といった新たな課題への対応も必要。

○2040年の医療提供体制の展望を見据えた対応を整理し、地域医療構想の実現等だけでなく、医師・医療従事者の働き方改革の推進、実効性のある医師偏在対策の着実な推進が必要。

2040年の医療提供体制（医療ニーズに応じたヒト、モノの配置）



2040年を展望した2025年までに着手すべきこと

地域医療構想の実現等

- ①全ての公立・公的医療機関等における具体的な対応方針の合意形成
- ②合意形成された具体的な対応方針の検証と地域医療構想の実現に向けた更なる対策
- ③かかりつけ医が役割を発揮できるための医療情報ネットワークの構築や適切なオンライン診療等を推進するための適切なルール整備 等

三位一体で推進

医師・医療従事者の働き方改革の推進

- ①医師の労働時間管理の徹底
- ②医療機関内のマネジメント改革(管理者・医師の意識改革、業務の移管や共同化(タスク・シフティングやタスク・シェアリング)、ICT等の技術を活用した効率化 等)
- ③医師偏在対策による地域における医療従事者等の確保(地域偏在と診療科偏在の是正)
- ④地域医療提供体制における機能分化・連携・集約化・重点化の推進(これを推進するための医療情報の整理・共有化を含む)⇒地域医療構想の実現

実効性のある医師偏在対策の着実な推進

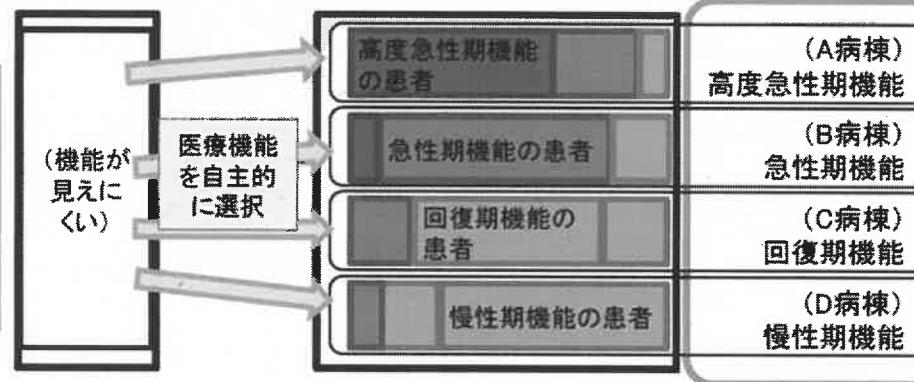
- ①地域医療構想や2040年の医療提供体制の展望と整合した医師偏在対策の実行
 - ・医師偏在指標に基づく医師確保計画の策定と必要な施策の推進
 - ・将来の医療ニーズに応じた地域枠の設定・拡充
 - ・地域ごとに異なる人口構成の変化等に対応した将来の診療科別必要医師数を都道府県ごとに算出
- ②総合的な診療能力を有する医師の確保等のプライマリ・ケアへの対応

地域医療構想について

- 今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働力人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するためには、医療機関の機能分化・連携を進めていく必要。
- こうした観点から、各地域における2025年の医療需要と病床の必要量について、医療機能(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)ごとに推計し、「地域医療構想」として策定。
その上で、各医療機関の足下の状況と今後の方針性を「病床機能報告」により「見える化」しつつ、各構想区域に設置された「地域医療構想調整会議」において、病床の機能分化・連携に向けた協議を実施。

医療機関

都道府県



医療機能の現状と今後の
方向を報告(毎年10月)

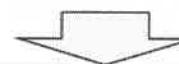
(「地域医療構想」の内容)

1. 2025年の医療需要と病床の必要量

- ・高度急性期・急性期・回復期・慢性期の4機能ごとに医療需要と病床の必要量を推計
- ・在宅医療等の医療需要を推計
- ・都道府県内の構想区域(二次医療圏が基本)単位で推計

2. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策

- 例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、
在宅医療等の充実、医療従事者の確保・養成等



医療機能の報告等を活用し、「地域医療構想」を策定し、
更なる機能分化を推進

- 機能分化・連携については、
「地域医療構想調整会議」で議論・調整。

高度急性期…急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能
急性期…急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期…急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能
慢性期…長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能

- まず、医療機関が「地域医療構想調整会議」で協議を行い、機能分化・連携を進める。都道府県は、地域医療介護総合確保基金を活用。
- 地域医療構想調整会議での協議を踏まえた自主的な取組だけでは、機能分化・連携が進まない場合には、医療法に定められた都道府県知事の役割を適切に発揮。

STEP1 地域における役割分担の明確化と将来の方向性の共有を「地域医療構想調整会議」で協議

個々の病院の再編に向け、各都道府県での「地域医療構想調整会議」での協議を促進。

- 救急医療や小児、周産期医療等の政策医療を担う中心的な医療機関の役割の明確化を図る
- その他の医療機関について、中心的な医療機関が担わない機能や、中心的な医療機関との連携等を踏まえた役割の明確化を図る

STEP2「地域医療介護総合確保基金」により支援

都道府県は、「地域医療介護総合確保基金」を活用して、医療機関の機能分化・連携を支援。

- 病床機能の転換等に伴う施設整備・設備整備の補助等を実施。

は、将来の方向性を踏まえた、自主的な取組だけで機能分化・連携が進まない場合

STEP3 都道府県知事による適切な役割の発揮

都道府県知事は、医療法上の役割を適切に発揮し、機能分化・連携を推進。

【医療法に定められている都道府県の権限】

- 地域で既に過剰になっている医療機能に転換しようとする医療機関に対して、転換の中止の命令(公的医療機関等)及び要請・勧告(民間医療機関)
- 協議が調わない等の場合に、地域で不足している医療機能を担うよう指示(公的医療機関等)及び要請・勧告(民間医療機関)
- 病院の開設等の許可申請があった場合に、地域で不足している医療機能を担うよう、開設等の許可に条件を付与
- 稼働していない病床の削減を命令(公的医療機関等)及び要請・勧告(民間医療機関)

※ ①～④の実施には、都道府県の医療審議会の意見を聞く等の手続きを経る必要がある。

※ 勧告、命令、指示に従わない医療機関には、医療機関名の公表や地域医療支援病院の承認の取消し等を行うことができる。²⁴

地域医療構想の内容(医療法で定められたもの)

1. 2025年の医療需要
2. 2025年に目指すべき医療提供体制
3. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策
例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備
医療従事者の確保・養成等

消費税増税分を活用した
地域医療介護総合確保基金
(H26~)で、医療機関の
自主的な取組を支援するなど

地域医療構想で目指す医療提供体制

- 将来の医療需要・受療動向を踏まえた、必要な医療の確保
地域ごとに、① 総量の確保、② 機能ごとの確保、③ 空白地域がないような配置、
など考慮していく
- 医療機能の分化・連携による効率的な医療提供体制の構築
各医療機関の強み、得意分野を見える化し、地域で集約化、役割分担を図る取組など
- 地域での生活を支える、療養環境の整備
地域の特性に合わせ、入院、在宅医療、介護のベストミックスで慢性期の需要を支えていく

病床の機能分化・連携に係る医療機関向け補助事業

令和5（2023）年度 予算額 815,000 千円

区分	対象経費	基準額	補助率
① 施設整備※	回復期病床への機能転換に必要な新築・改築費用（工事費又は工事請負費）	転換する病床 1 床当たり 9,000 千円	2 分の 1
② ₁ 設備整備※	回復期病床への機能転換に必要な備品購入費	転換する病床 1 床当たり 360 千円	2 分の 1
② ₂ スタッフ確保	② ₁ により機能転換した病棟で勤務させるため新たに雇用した職員（OT、PT、ST）の人件費	1 名当たり 月額 350 千円 1 施設 3 名まで、1 名につき最大12箇月分まで	2 分の 1
③ 経営診断	回復期病床への機能転換に向けた経営診断、収支分析等のコンサルティング経費 (中小病院・有床診療所のみ)	1 施設当たり 600 千円	2 分の 1
④ 用途変更※	回復期以外の病床を減少させ、他の施設に用途変更するために必要な経費（工事費、工事請負費及び備品購入費）	減少する病床 1 床当たり 5,000 千円（施設整備） 360 千円（設備整備）	2 分の 1
⑤ 住民理解促進	機能分化・連携の取組や必要性について地域住民の理解を得るために説明会や学習会の開催に必要な経費	1 実施主体当たり 300 千円	3 分の 2
⑥ ₁ 再編統合等の計画策定	再編統合・機能分化連携に関する協議を行うために必要な経費（県が計画策定に関与するものに限る）	1 団体当たり 1,000 千円	定額
⑥ ₂ 再編統合等施設整備	再編統合・機能分化連携を行うために必要な施設・設備の整備費	再編統合・機能分化連携に資すると認められる病床 1 床当たり 5,000 千円	2 分の 1

※ ①、②₁、④、⑥₂の補助事業については、当該補助事業により取り組もうとする機能転換等の内容が地域医療構想に沿ったものであることを、地域医療構想調整会議において協議（確認）された上で交付決定を行います。

病床機能再編支援事業費給付金

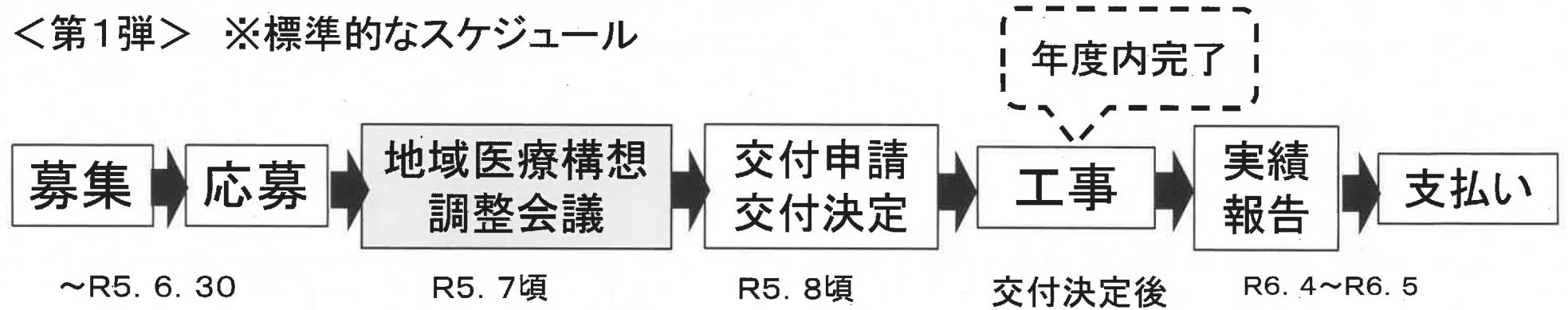
令和5（2023）年度 予算額 364,800 千円

区分	支給対象	支給要件	支給額	
1 独立支援給付金	<p>平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、<u>高度急性期機能、急性期機能、慢性期機能</u>（対象3区分）と報告した病床数の減少に伴う病床機能再編に関する計画を作成した医療機関</p>	<p>①地域医療構想調整会議の議論の内容及び医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。</p> <p>②病床機能再編を行う医療機関における<u>病床機能再編後の対象3区分の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下</u>であること。</p>	病床稼働率	1床あたり単価（削減）
			50%未満	1,140千円
2 統合支援給付金	<p>平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、<u>高度急性期機能、急性期機能、慢性期機能</u>（対象3区分）と報告した病床数の減少を伴う、支給要件をすべて満たす統合計画に参加する医療機関（統合関係医療機関）</p>	<p>①地域医療構想調整会議の議論の内容及び医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。</p> <p>②統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止となること。</p> <p>③統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されていること。</p> <p>④令和8年3月31日までに統合が完了する計画であり、すべての統合関係医療機関が計画に同意していること。</p> <p>⑤統合関係医療機関の対象3区分の総病床数が10%以上減少すること。</p>	60%以上70%未満	1,596千円
			70%以上80%未満	1,824千円
3 債務整理支援給付金	<p>統合により廃止となる医療機関の未返済債務を返済するために融資を受けた医療機関</p>	<p>①統合支援給付金支給要件①～③に該当</p> <p>②融資を新たに受けていること。</p> <p>③金融機関から取引停止処分を受けていない、国税等の滞納がないこと。</p>	80%以上90%未満	2,052千円
			90%以上	2,280千円

事務手続きの流れ

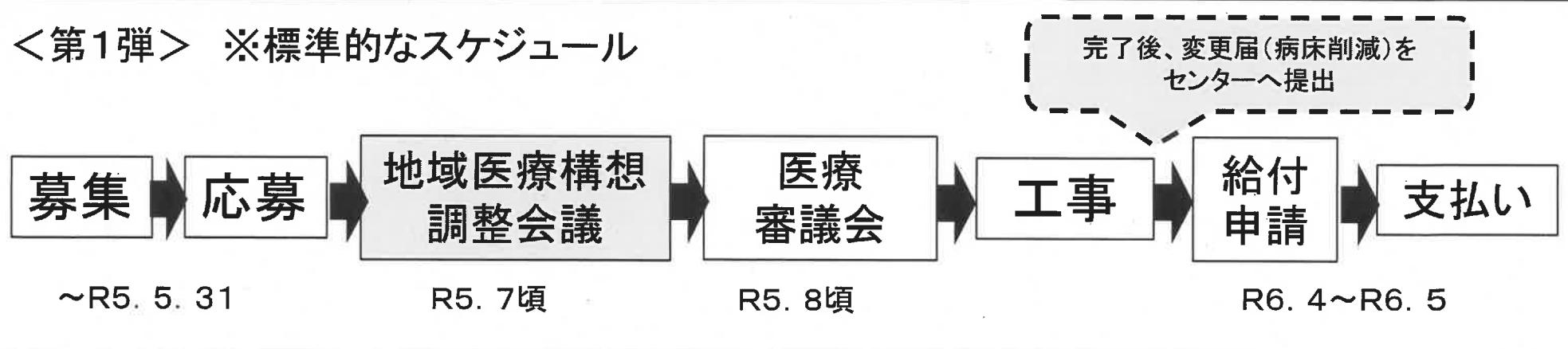
1 医療機能分化・連携支援事業費補助金

<第1弾> ※標準的なスケジュール

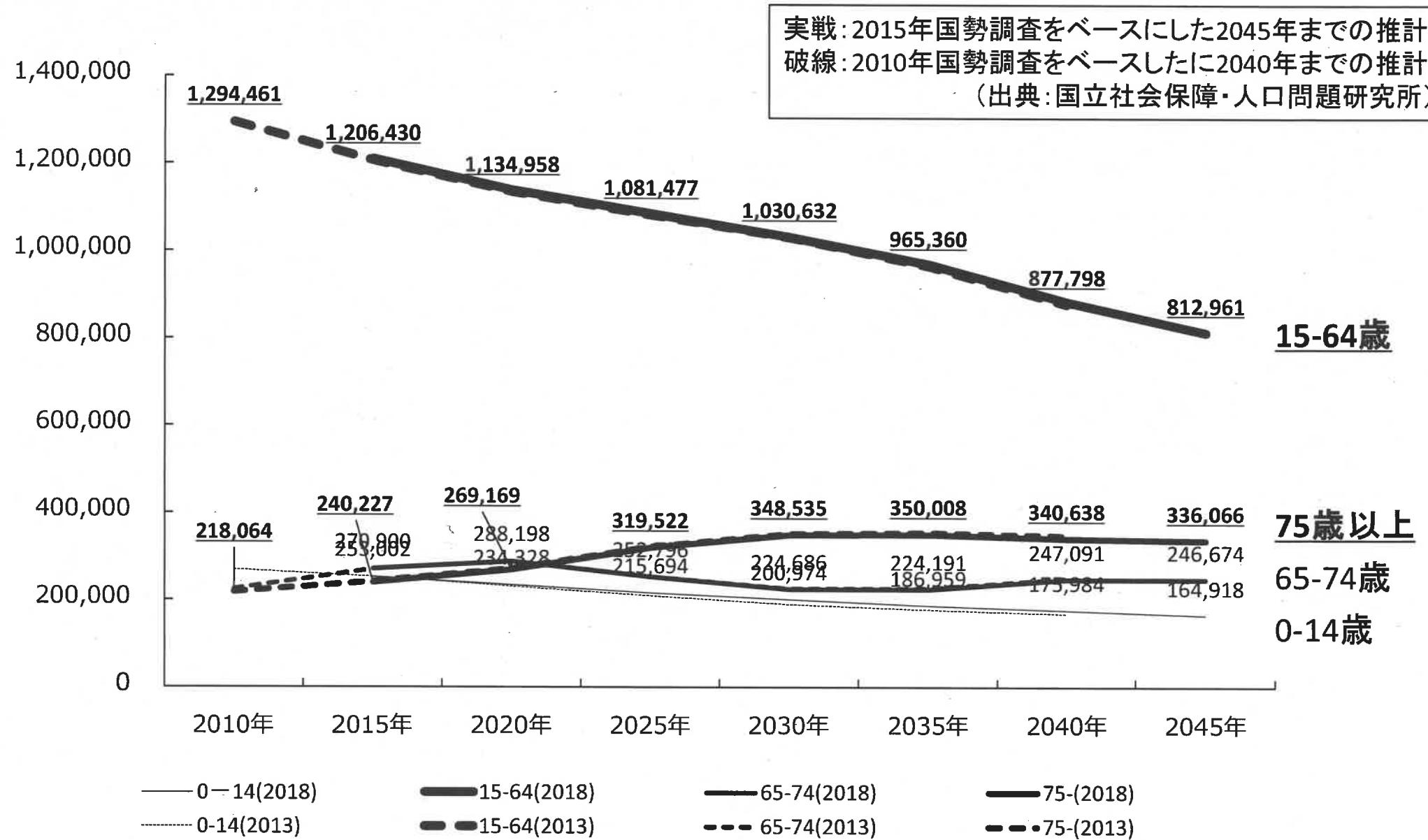


2 病床機能再編支援事業費給付金

<第1弾> ※標準的なスケジュール

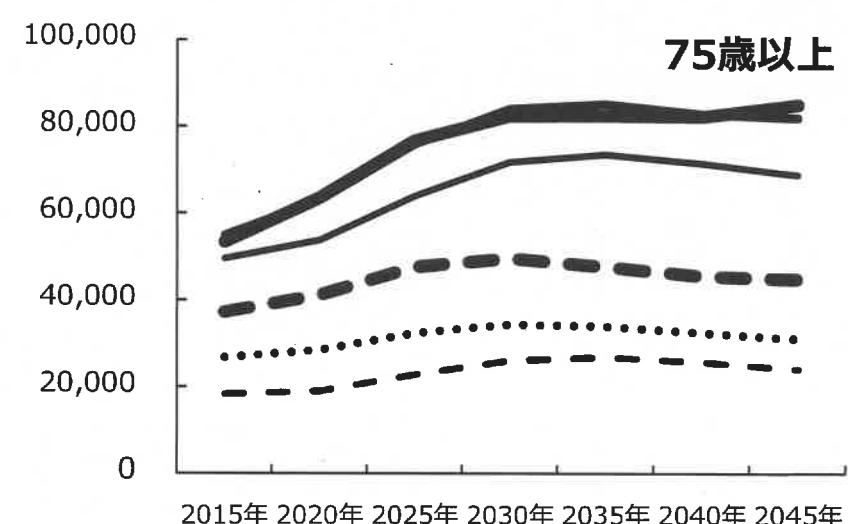
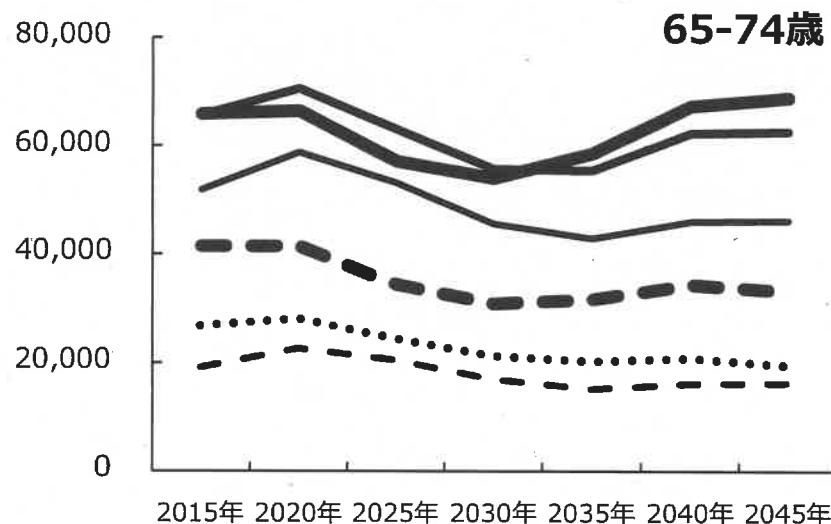
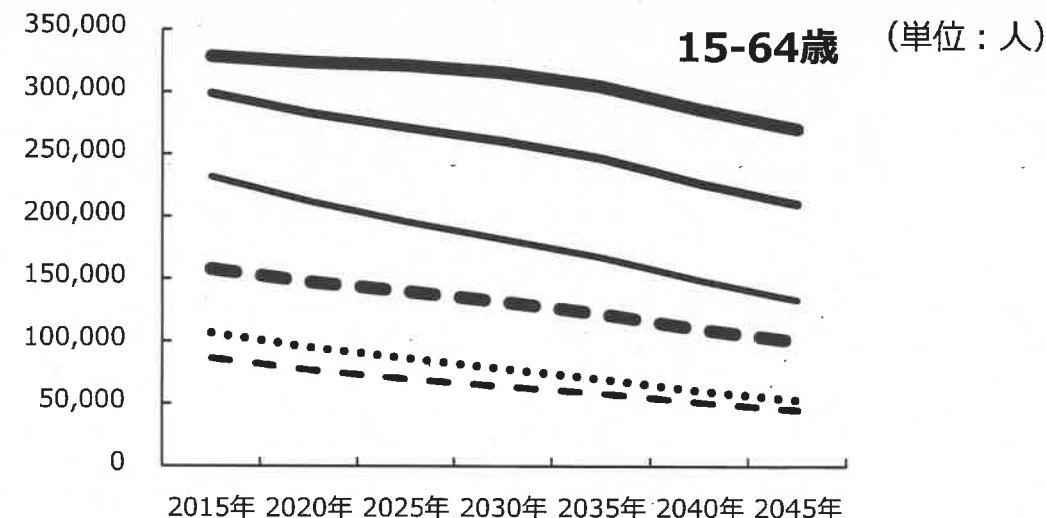
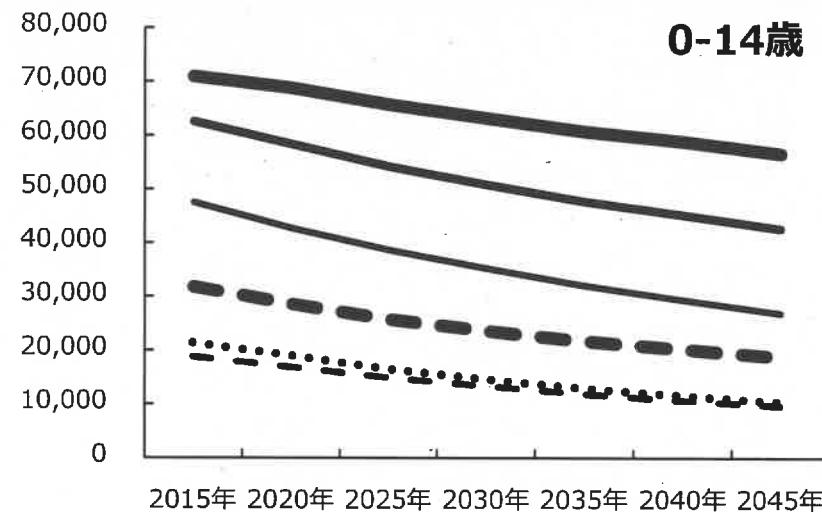


栃木県の人口推計（年齢別）



※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」により算出

医療圏ごとの人口推計（年齢別）



—— 県北 ····· 県西 —— 宇都宮 - - - 県東 —— 県南 - - - 両毛

患者調査（政府統計）における受療率等について

(受療率)

- ・ 推計患者数を人口で除して人口10万対であらわした数。
- ・ 性、年齢、都道府県別の受療率については、それぞれ当該性、年齢、都道府県別人口を用いて算出している。

$$\text{受療率 (人口10万対)} = \frac{\text{推計患者数}}{\text{推計人口}} \times 100,000$$



調査日によつて人口あたり何人の患者が受療していたか。

(推計患者数)

- ・ 調査日（病院は、平成29年10月17日（火）～19日（木）の3日間のうち病院ごとに指定した1日）に、病院、一般診療所、歯科診療所で受療した患者の推計数。

【参考】患者調査 疾病一覧

I 感染症及び寄生虫症

腸管感染症／結核／皮膚及び粘膜の病変を伴うウイルス性疾患／真菌症／その他の感染症及び寄生虫症

II 新生物<腫瘍>

(悪性新生物<腫瘍>)(再掲)／胃の悪性新生物<腫瘍>／結腸及び直腸の悪性新生物<腫瘍>／気管、気管支及び肺の悪性新生物<腫瘍>／その他の悪性新生物<腫瘍>／良性新生物<腫瘍>及びその他の新生物<腫瘍>

III 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害

貧血／その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害

IV 内分泌、栄養及び代謝疾患

甲状腺障害／糖尿病／脂質異常症／その他の内分泌、栄養及び代謝疾患

V 精神及び行動の障害

統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害／気分[感情]障害(躁うつ病を含む)／神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害／その他の精神及び行動の障害

VI 神経系の疾患

VII 眼及び付属器の疾患

白内障／その他の眼及び付属器の疾患

VIII 耳及び乳様突起の疾患

外耳疾患／中耳炎／その他の中耳及び乳様突起の疾患／内耳疾患／その他の耳疾患

IX 循環器系の疾患

高血圧性疾患／(心疾患(高血圧性のものを除く)(再掲))／虚血性心疾患／その他の心疾患／(脳血管疾患)(再掲)／脳梗塞／その他の脳血管疾患／その他の循環器系の疾患

X 呼吸器系の疾患

急性上気道感染症／肺炎／急性気管支炎及び急性細気管支炎／気管支炎及び慢性閉塞性肺疾患／喘息／その他の呼吸器系の疾患

X I 消化器系の疾患

う蝕／歯肉炎及び歯周疾患／その他の歯及び歯の支持組織の障害／胃潰瘍及び十二指腸潰瘍／胃炎及び十二指腸炎／肝疾患／その他の消化器系の疾患

X II 皮膚及び皮下組織の疾患

X III 筋骨格系及び結合組織の疾患

炎症性多発性関節障害／脊柱障害／骨の密度及び構造の障害／その他の筋骨格系及び結合組織の疾患

X IV 腎尿路生殖器系の疾患

糸球体疾患、腎尿細管間質性疾患及び腎不全／乳房及び女性生殖器の疾患／その他の腎尿路生殖器系の疾患

X V 妊娠、分娩及び産じょく

流産／妊娠高血圧症候群／単胎自然分娩／その他の妊娠、分娩及び産じょく

X VI 周産期に発生した病態

X VII 先天奇形、変形及び染色体異常

X VIII 症状、徵候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの

X IX 損傷、中毒及びその他の外因の影響

骨折／その他の損傷、中毒及びその他の外因の影響

XX I 健康状態に影響を及ぼす要因及び保健サービスの利用

正常妊娠・産じょくの管理／歯の補てつ／その他の保健サービス

受療率（全疾患）（H23・26・29患者調査-入院・外来）

(人口10万対)

	H23	H26	H29	H29-H26比較
総数	6,564	6,297	6,653	→
(悪性新生物<腫瘍>)	211	205	248	↑
糖尿病	196	194	201	→
VI 神経系の疾患	138	161	206	↑
IX 循環器系の疾患	870	912	877	→
(心疾患(高血圧性のものを除く))	125	128	123	→
虚血性心疾患	53	52	35	↓
(脳血管疾患)	193	170	192	↑
X 呼吸器系の疾患	740	555	528	→
肺炎	40	27	33	↑
X I 消化器系の疾患	986	948	1,033	→
X III 筋骨格系及び結合組織の疾患	816	676	798	↑
X VI 周産期に発生した病態	6	10	8	↓
X IX 損傷、中毒及びその他の外因の影響	363	336	349	→

※平成23,26,29年患者調査「受療率(人口10万対), 性・年齢階級 × 傷病分類別」より抜粋
 ※10%以上の増:↑、10%以上の減「↓」、左記以外「→」

受療率（全疾患）（H23・26・29患者調査-入院）

(人口10万対)

	H23	H26	H29	H29-H26比較
総数	896	901	918	→
(悪性新生物<腫瘍>)	92	92	102	↑
糖尿病	15	13	15	↑
VI 神経系の疾患	61	65	74	↑
IX 循環器系の疾患	176	169	161	→
(心疾患 (高血圧性のものを除く))	34	39	44	↑
虚血性心疾患	9	10	9	↓
(脳血管疾患)	127	119	105	→
X 呼吸器系の疾患	69	63	68	→
肺炎	31	24	26	→
X I 消化器系の疾患	42	50	49	→
X III 筋骨格系及び結合組織の疾患	45	36	42	↑
X VI 周産期に発生した病態	4	8	6	→
X IX 損傷、中毒及びその他の外因の影響	73	71	81	↑

※平成23,26,29年患者調査「受療率(人口10万対)、性・年齢階級 × 傷病分類別」より抜粋
 ※10%以上の増:↑、10%以上の減「↓」、左記以外「→」

受療率（全疾患）（H23・26・29患者調査-外来）

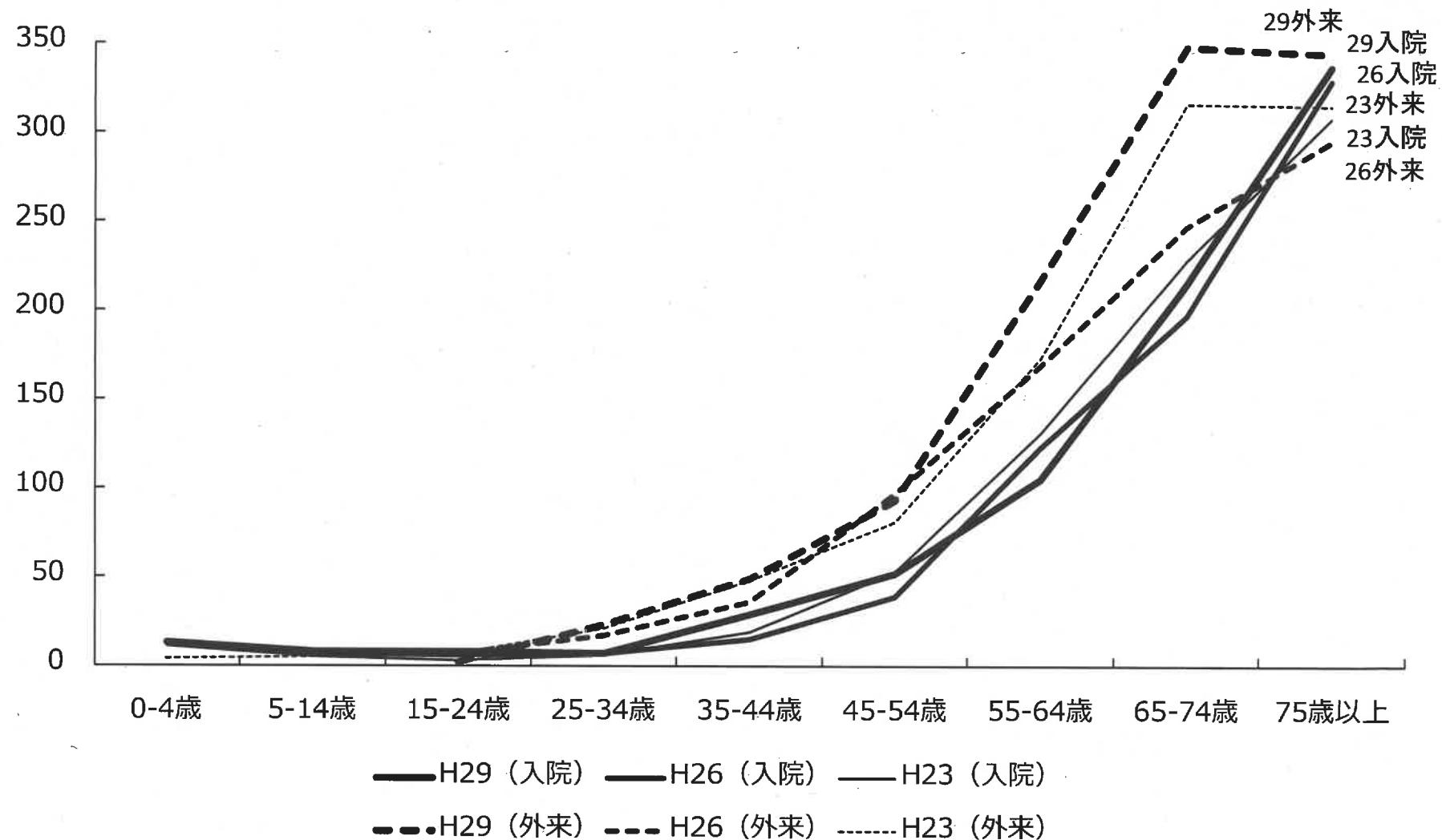
(人口10万対)

	H23	H26	H29	H29-H26比較
総数	5,668	5,396	5,736	→
(悪性新生物<腫瘍>)	119	113	146	↑
糖尿病	182	181	186	→
VI 神経系の疾患	77	96	132	↑
IX 循環器系の疾患	695	744	716	→
(心疾患(高血圧性のものを除く))	91	89	79	↓
虚血性心疾患	45	42	25	↓
(脳血管疾患)	65	52	87	↑
X 呼吸器系の疾患	671	492	460	↓
肺炎	9	2	7	↑
X I 消化器系の疾患	945	898	984	↑
X III 筋骨格系及び結合組織の疾患	771	640	756	↑
X VI 周産期に発生した病態	2	2	2	→
X IX 損傷、中毒及びその他の外因の影響	289	266	268	→

※平成23,26,29年患者調査「受療率(人口10万対), 性・年齢階級 × 傷病分類別」より抜粋
 ※10%以上の増:↑、10%以上の減「↓」、左記以外「→」

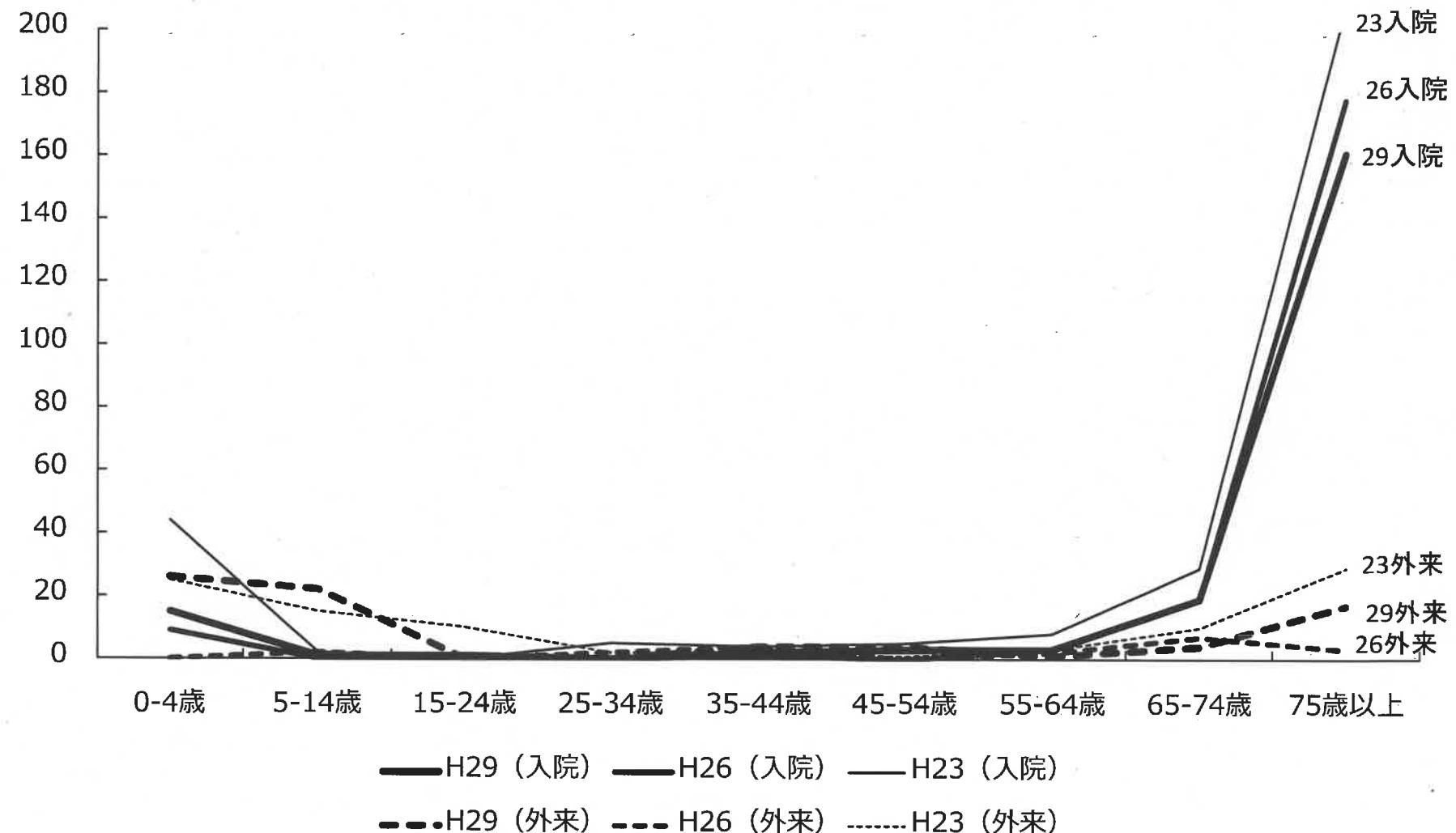
がんの年齢階級別受療率（H23・26・29患者調査、入院・外来別）

(人口10万対)



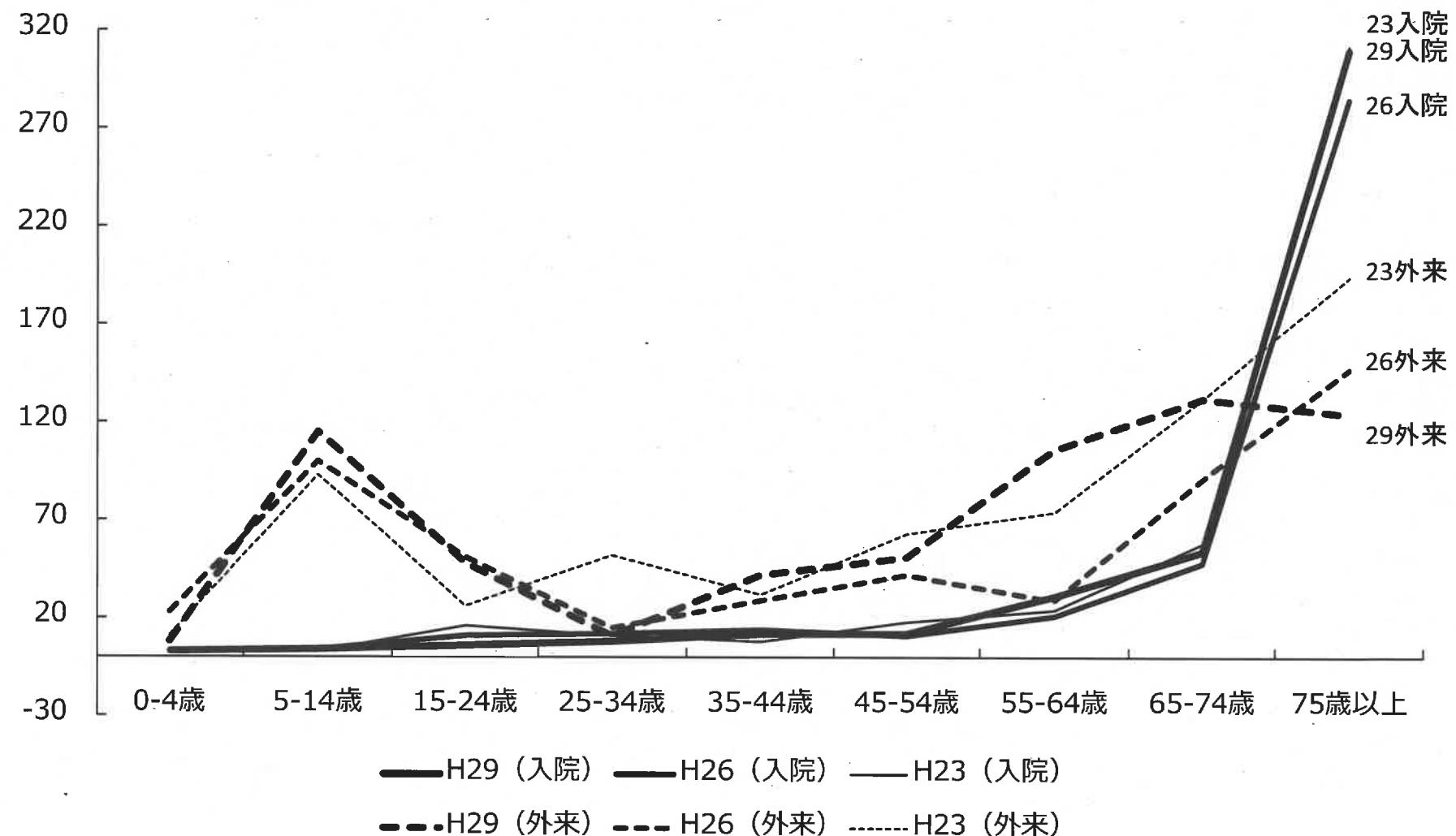
肺炎の年齢階級別受療率（H23・26・29患者調査、入院・外来別）

(人口10万対)



骨折の年齢階級別受療率 (H23・26・29患者調査、入院・外来別)

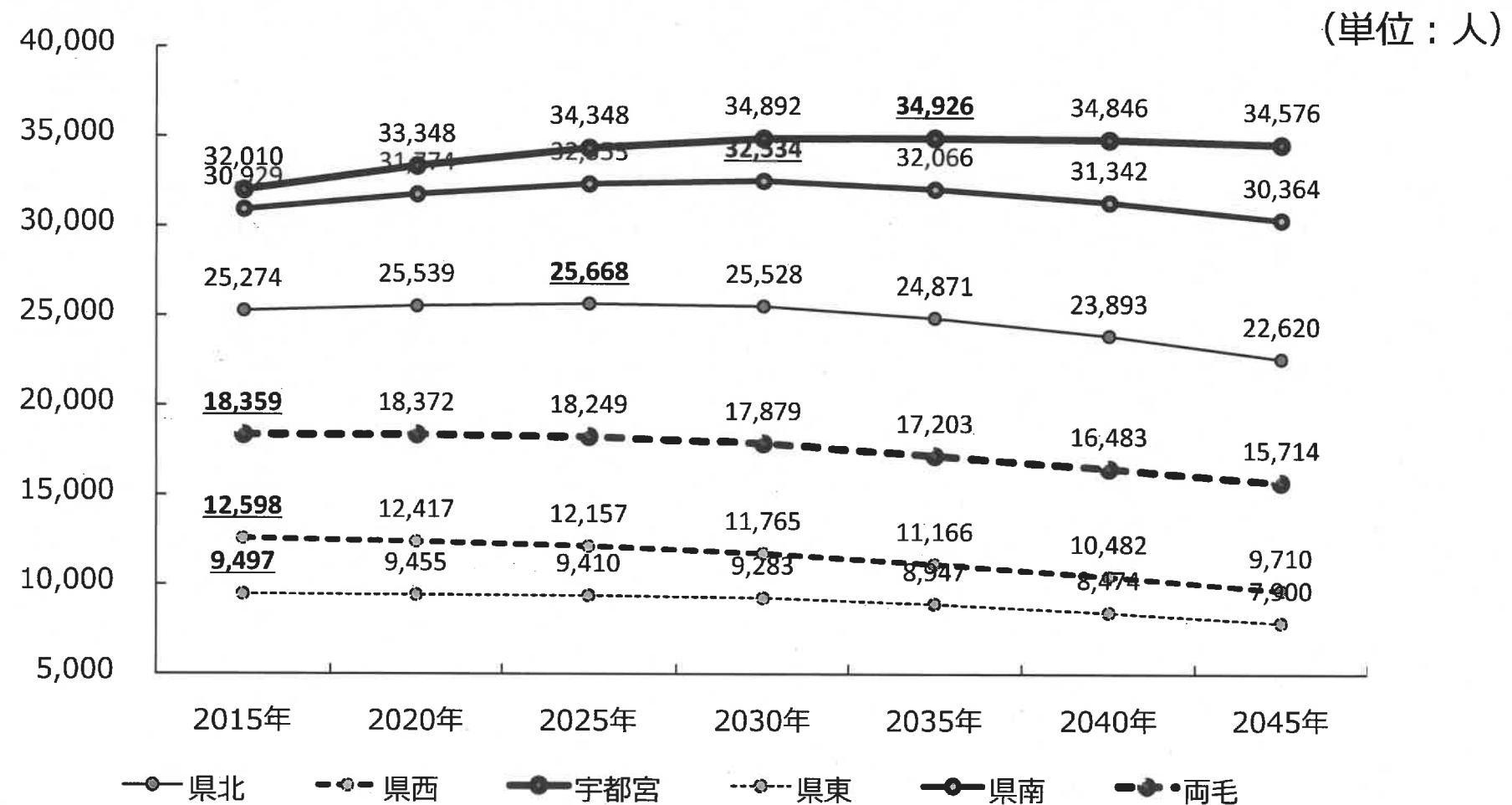
(人口10万対)



※平成23,26,29年患者調査「受療率(人口10万対), 性・年齢階級 × 傷病分類別」

推計患者数の変化（2018年推計×H29患者調査-入院・外来）

- 宇都宮・県南・県北医療圏では2025-2035年をピークに減少に転じる一方、両毛・県西・県東医療圏ではすでに減少傾向となっている。

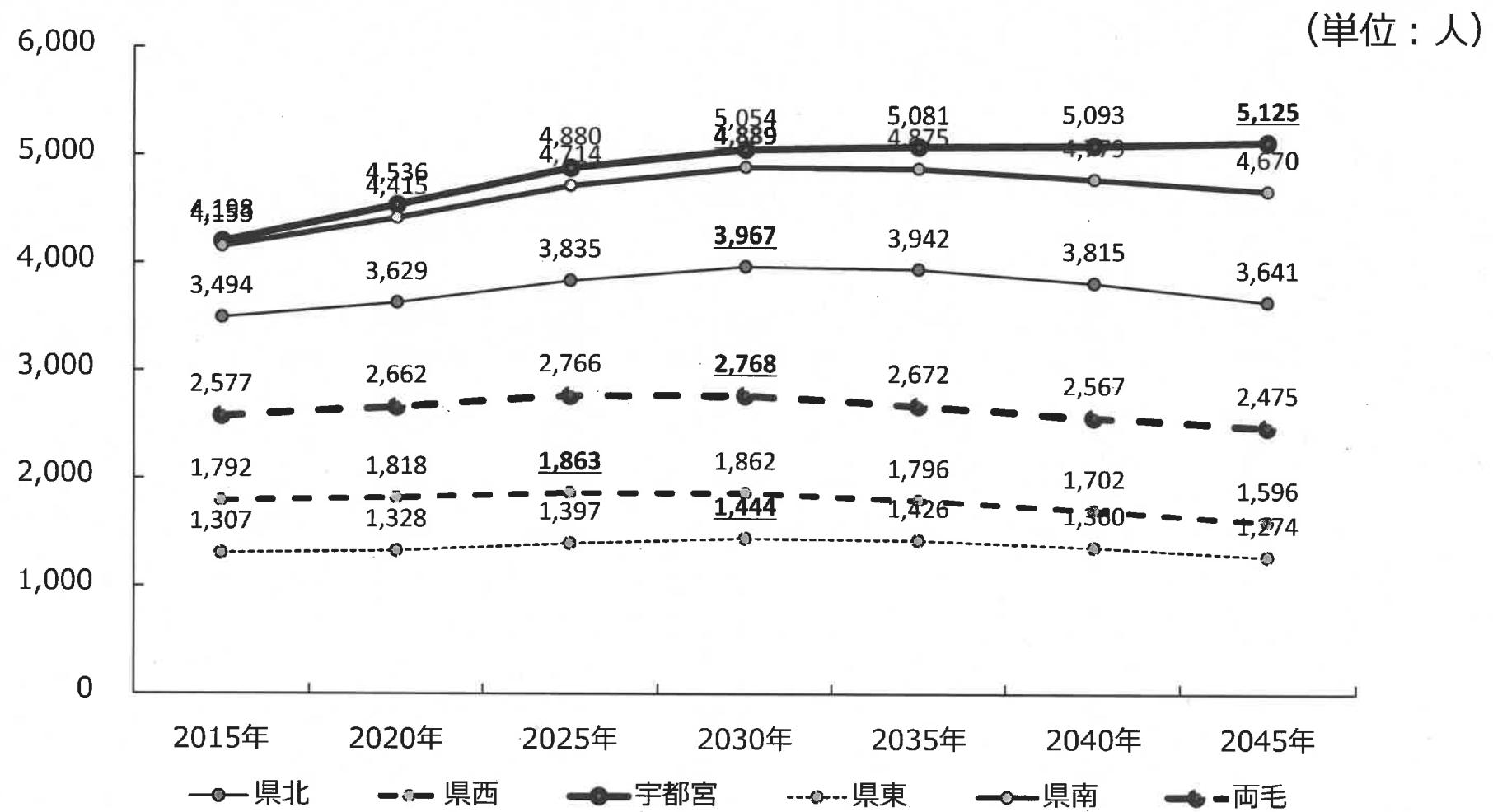


※平成29年患者調査「受療率(人口10万対)、性・年齢階級 × 傷病分類別」

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

推計患者数の変化（2018年推計×H29患者調査-入院）

- 入院については、多くの医療圏において、2030年度をピークに減少に転じる一方、宇都宮医療圏は2045年以降に最大を迎える。

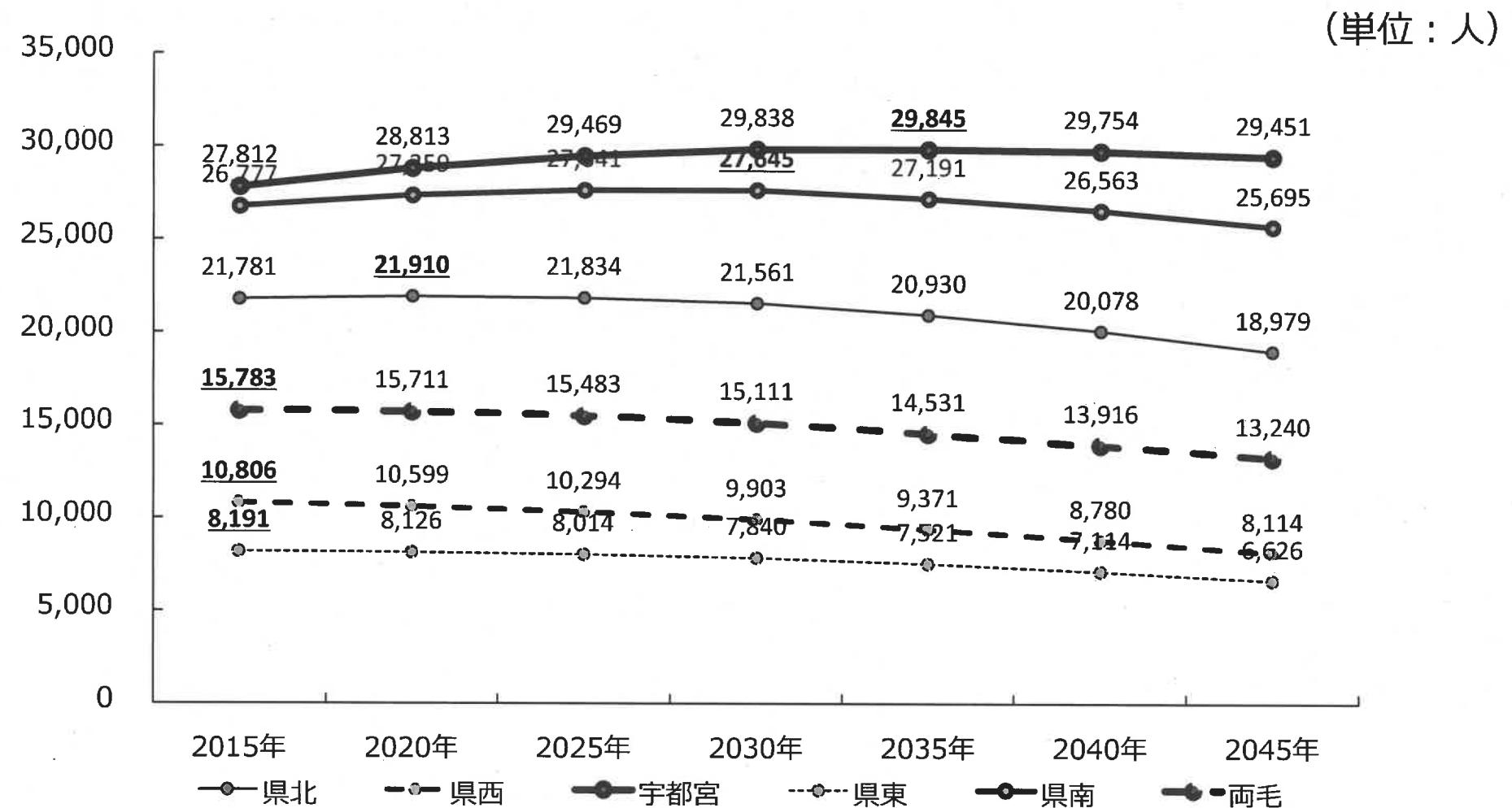


※平成29年患者調査「受療率(人口10万対), 性・年齢階級 × 傷病分類別」

※国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

推計患者数の変化（2018年推計×H29患者調査-外来）

- 外来については、宇都宮・県南では2030-2035年をピークに減少に転じる一方、県北・両毛・県西・県東医療圏ではすでに減少傾向となっている。

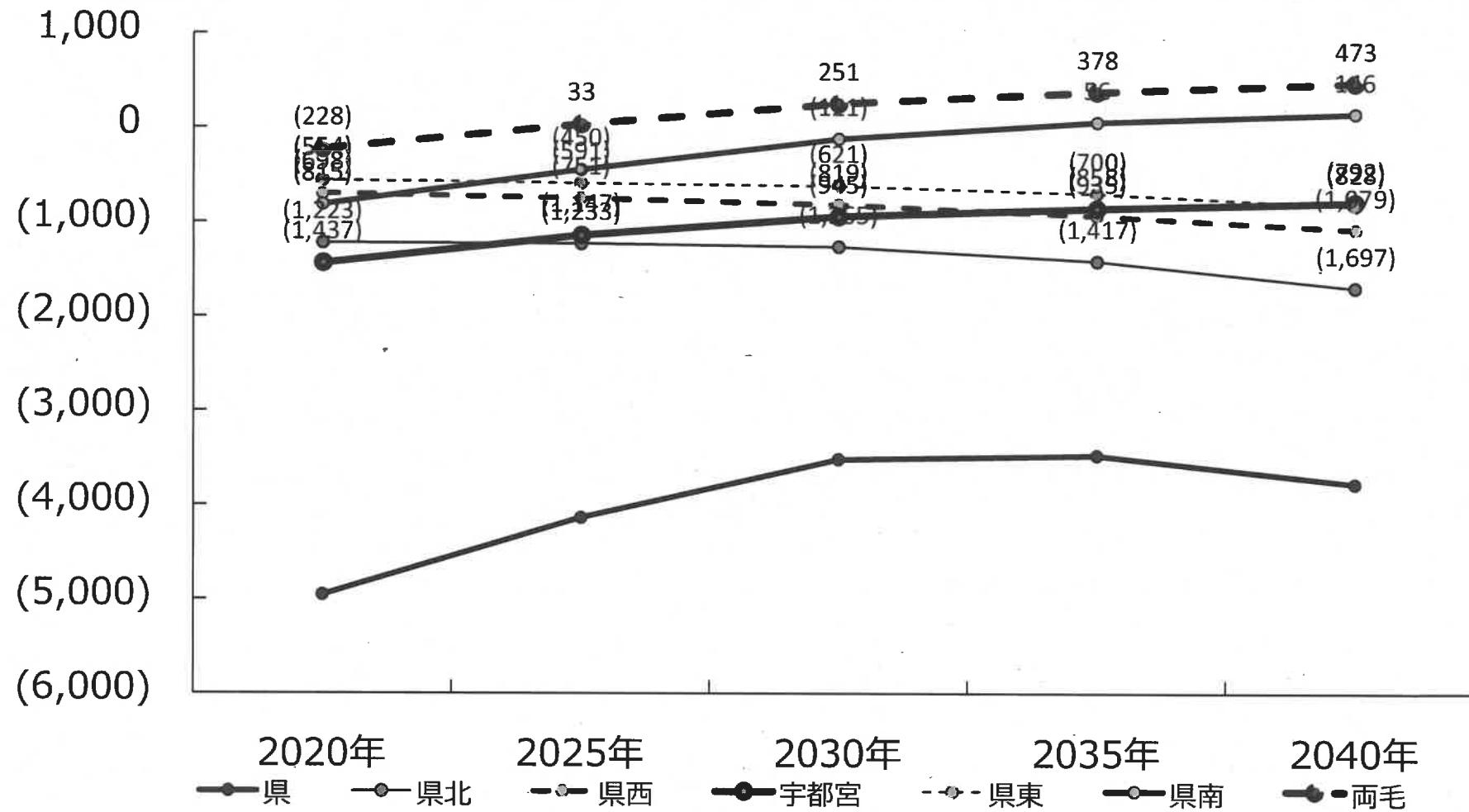


※平成29年患者調査「受療率(人口10万対), 性・年齢階級 × 傷病分類別」

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

推計患者数（全疾患、入院・外来合計）の差

(2018年推計×H29患者調査—2013年推計×H23患者調査)



※平成23,29年患者調査「受療率(人口10万対), 性・年齢階級 × 傷病分類別」

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

令和5(2023)年度 第1回 両毛地域医療構想調整会議 両毛地域病院及び有床診療所会議 合 同 会 議 令和5(2023)年6月23日(会議 &Web)	資料 2
---	------

令和4(2022)年度

病床機能報告 集計結果の概要 (速報版)

栃木県安足健康福祉センター

令和4(2022)年度病床機能報告 集計結果の概要（速報版）

資料2

2023/6/18 時点

- 病床機能報告は、一般病床及び療養病床を有する医療機関のそれぞれの病棟が担っている医療機能を把握するとともに、その報告を基に、地域における医療機能の分化・連携を進めることを目的に、医療法第30条の13の規定に基づき実施されている制度です。
- 各医療機関は、その有する病床が主に担っている医療機能を自主的に選択し、病棟単位でその医療機能について毎年1回、都道府県に報告することを求められています。

【栃木県における病床機能報告の活用】

目指すべき医療提供体制の実現に向け、地域医療構想調整会議において各圏域の報告状況を共有し、次の取組の推進を図っています。

- 病床機能の「見える化」による、地域で不足している病床機能への転換
- 各医療機関の役割分担及び連携の充実・強化

1. 調査時期 : 令和4(2022)年10月 ※厚生労働省において一部確認を要する事象が発見されたことから、報告期間が延長されています。 (~令和5年1月13日)

2. 提出割合

区分	医療機能・構造設備/人員配置 (報告様式1)	具体的な医療の内容 (報告様式2)
病院+診療所	98.4% (179/182)	97.3% (177/182)
病院	98.9% (89/90)	96.7% (87/90)
診療所	97.8% (90/92)	97.8% (90/92)

3. 結果概要（県全体）

医療圏	令和4(2022)年7月1日時点							令和7(2025)年7月1日時点							
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中 (再開予定)	休棟中 (廃止予定)	計	R7 高度急性期	R7 急性期	R7 回復期	R7 慢性期	R7 休棟予定	R7 廃止予定	R7 計	
県北医療圏	395	1,415	264	779	17	0	2,870	395	1,362	288	767	0	0	0	2,812
県西医療圏	139	795	70	606	0	38	1,648	139	730	70	446	0	0	0	1,385
宇都宮医療圏	501	2,148	764	1,342	116	4	4,875	501	2,127	737	1,341	15	0	0	4,721
県東医療圏	143	541	40	139	44	0	907	47	585	40	202	0	0	0	874
県南医療圏	1,927	1,663	561	697	94	0	4,942	1,928	1,652	561	806	0	0	0	4,947
両毛医療圏	41	1,317	224	689	113	0	2,384	41	1,331	167	730	19	0	0	2,288
計	3,146	7,879	1,923	4,252	384	42	17,626	3,051	7,787	1,863	4,292	34	0	0	17,027

※参考

17,027

0

必要病床数（県） (2025年)	1,728	5,385	5,179	3,166	0	0	0	15,458
必要病床数（両毛） (2025年)	206	633	574	499	0	0	0	1,912

医療機関名	令和4(2022)年7月1日時点							令和7(2025)年7月1日時点							
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中 (再開予定)	休棟中 (廃止予定)	計	R7 高度急性期	R7 急性期	R7 回復期	R7 慢性期	R7 休棟予定	R7 廃止予定	R7介護保険 施設等	R7 計
足利第一病院	0	57	0	0	0	0	57	0	57	0	0	0	0	0	57
あしかがの森足利病院	0	0	0	214	26	0	240	0	0	0	240	0	0	0	240
足利中央病院	0	34	0	45	0	0	79	0	34	0	45	0	0	0	79
長崎病院	0	34	0	46	0	0	80	0	34	0	46	0	0	0	80
鈴木病院	0	0	0	56	0	0	56	0	0	0	56	0	0	0	56
皆川病院	0	0	48	24	0	0	72	0	0	48	24	0	0	0	72
足利赤十字病院	37	413	50	0	0	0	500	37	413	50	0	0	0	0	500
本庄記念病院	0	54	0	38	0	0	92	0	54	0	38	0	0	0	92
今井病院	0	86	0	100	0	0	186	0	86	0	100	0	0	0	186
佐野市民病院	0	107	57	63	31	0	258	0	54	50	128	0	0	0	232
佐野厚生総合病院	4	372	50	50	0	0	476	4	414	0	0	0	0	0	418
佐野医師会病院	0	60	0	34	25	0	119	0	85	0	34	0	0	0	119
栃木産科婦人科医院	0	14	0	0	0	0	14	0	14	0	0	0	0	0	14
医療法人 柏瀬眼科	0	6	0	0	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	6
鹿島整形外科	0	19	0	0	0	0	19	0	19	0	0	0	0	0	19
みなみ眼科	0	6	0	0	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	6
浅岡医院	0	13	0	0	0	0	13	0	13	0	0	0	0	0	13
両毛クリニック	0	0	19	0	0	0	19	0	0	19	0	0	0	0	19
大岡胃腸内科	0	0	0	0	19	0	19	0	0	0	0	19	0	0	19
田村レディスクリニック	0	14	0	0	0	0	14	0	14	0	0	0	0	0	14
伏島クリニック	0	0	0	0	12	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0
かしま産婦人科	0	19	0	0	0	0	19	0	19	0	0	0	0	0	19
匠レディースクリニック							0								
佐野利根川橋クリニック	0	0	0	19	0	0	19	0	0	0	19	0	0	0	19
岡医院	0	9	0	0	0	0	9	0	9	0	0	0	0	0	9
計	41	1,317	224	689	113	0	2,384	41	1,331	167	730	19	0	0	2,288